

天龍奥地水窪町の育成林業と分収造林

坂口, 安
九州大学農学部

塩谷, 勉
九州大学農学部

<https://doi.org/10.15017/15837>

出版情報 : 演習林集報. 13, pp.47-81, 1959-12-25. Kyushu University Forests
バージョン :
権利関係 :



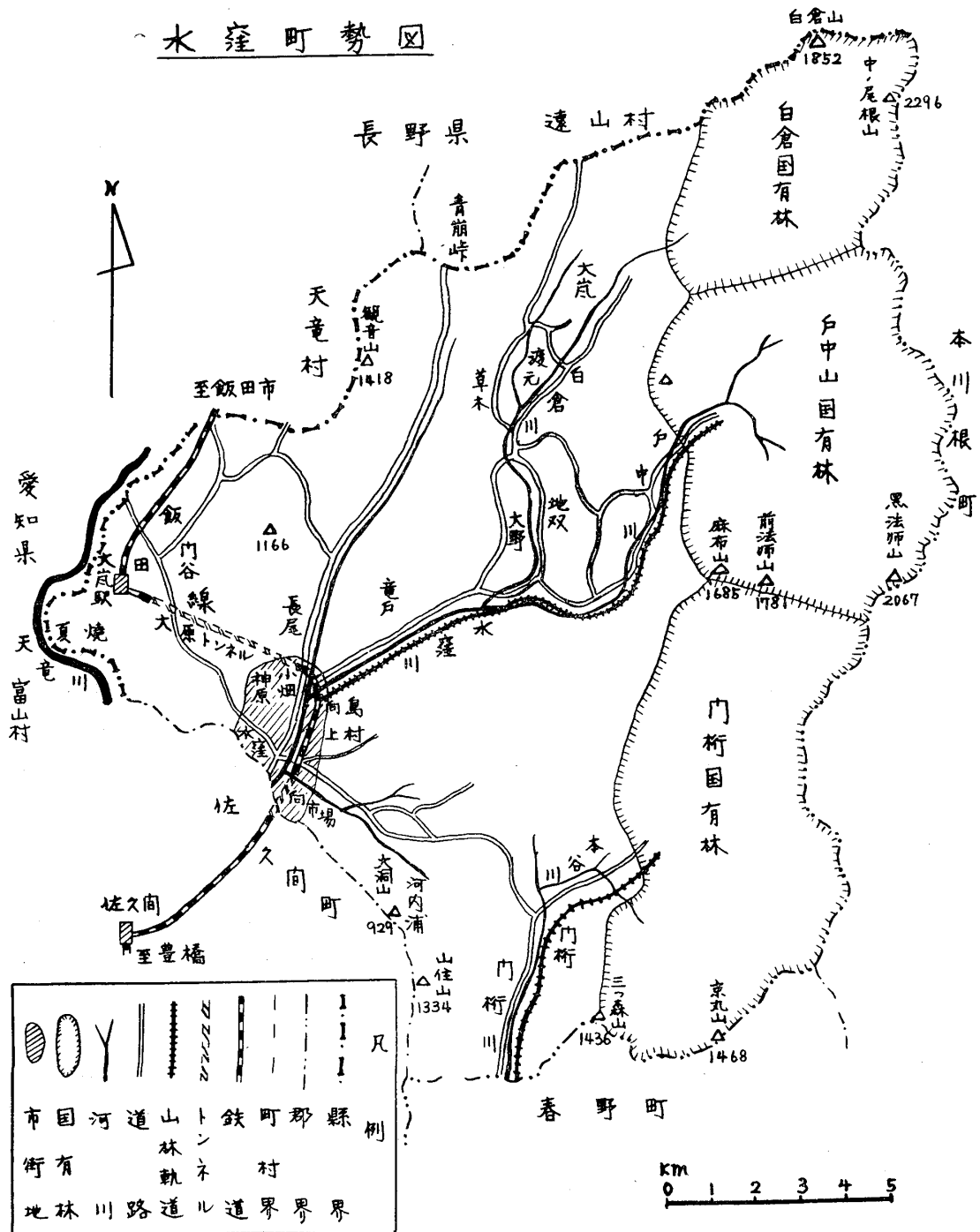
第1章 町の概況

第1節 位置および自然的環境

水窪町は、静岡県西部、磐田郡の最北端に位して、浜松市より約60軒、二俣町より約48軒の北方にあり、東西18軒、南北23軒、面積272平方軒の広大な地域を占めている。この町の西は天竜川により愛知県と接し、北は山岳地帯の分水嶺をもつて長野県に隣接している。

町域一帯は赤石山系に属する山岳が重畳し、山間河川流域のわずかに見られる平坦部においても標高は300米~800米の高台地で、東西南北は千数百米の連山に囲まれている。そ

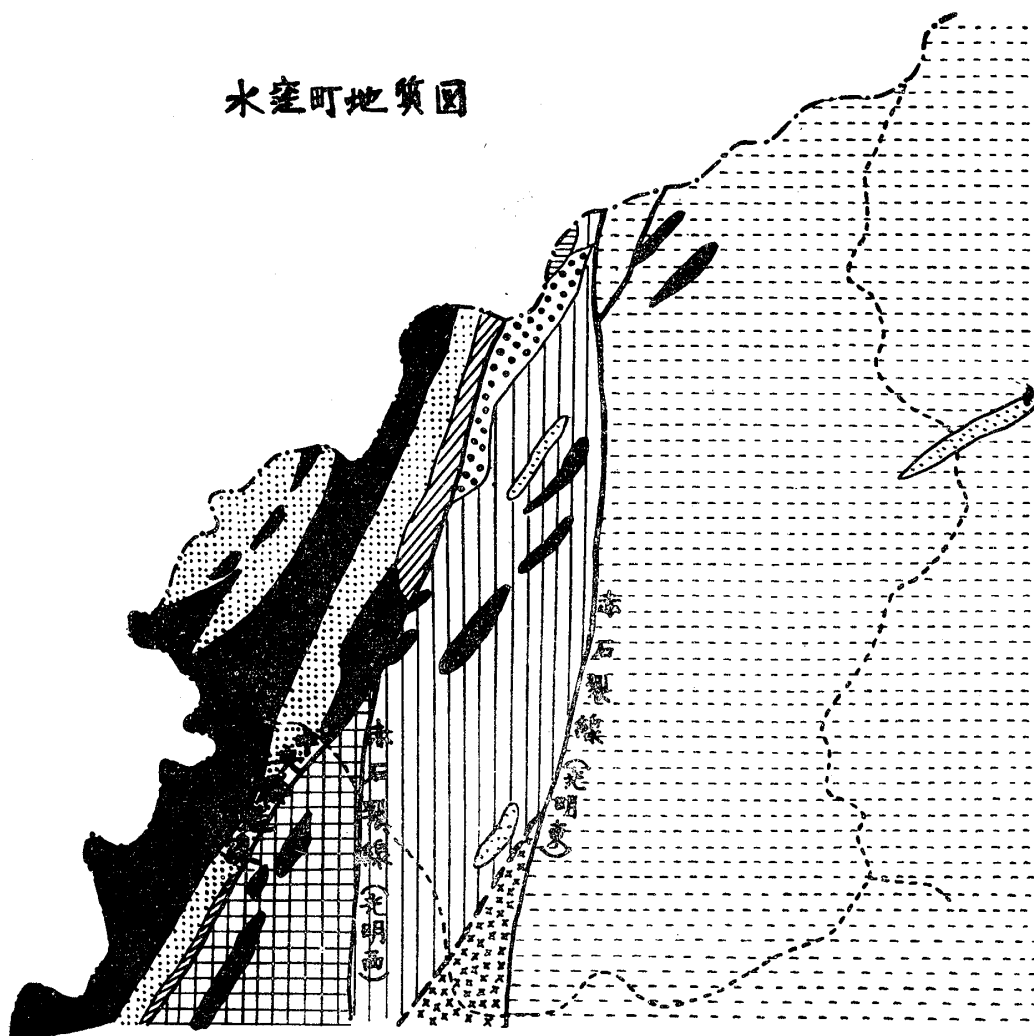
水窪町勢図



してこれ等の連山や高地を水源とする翁川，白倉川，戸中川等の諸河川が，南西あるいは，南に流下している．これ等の河川は，他の小支流とともに水窪川となつて旧山香村(佐久間町)西渡において天竜川に合流している．一方町の東南方の深山を水源とする流れは合流して門桁川となり，これも南下すること約28 軒，旧気多村(春野町)で気多川となり，さらに旧竜川村(二俣町)で，天竜川に合流している．

このような自然的条件に左右されているこの町では，河川沿いにその地域の主要道路が走り，部落もそこに若干は見られるが，概していえば，町の中心街以外の集落は山腹高地に分散点在するという形をとっている．

水窪町地質図



- | | | |
|--------------|---------------------|-----------------|
| 石灰岩 | 秩父告成層 | 花こう岩 |
| 輝緑凝灰岩
輝緑岩 | 赤石層群 | 雲母片岩(領家成炭) |
| 水窪白亜系 | 結晶片岩 | ペグマタイト
アプライト |
| 光明層群 | ミロナイト
(火成岩源=鹿塩系) | 断層 |
| | 流紋岩 | 推定断層 |

地質についていえば、この町は日本の地質構造の非常な複雑さの代表的縮図ともいえよう。すなわち、この町は地質学上、西南日本中央構造線と呼ばれるものに沿い、西南日本を内帯と外帯に二分する大きな地質構造線の一部を占めている。その為この町の東側と西側とでは地質上相当異つているわけである。気候の関係で、基岩の風化分解が行われ易いので、一般に地味は良好であり、壤土が多く、植壤土、植土も又介在している。

気候については、水窪川が南下しているため、南北に開放部をもち、おのづから自然条件の影響が大きい。この気候を一口に云うならば、概して温暖多雨、海洋性の現象を呈している。この町の市街地のほぼ中心地にある水窪中学校気象観測所の昭和25~29年の5カ年の気象観測から大要を見ると、年平均気温 14.5℃、冬期最低平均気温 8.3℃、夏期最高平均気温 20.4℃、初霜は概ね11月、晩霜は3月で終る。湿度は冬期に低く、夏期に高い表日本型で7・8・9月の平均は86%を示している。降水量は5カ年平均 2,769 mmであるが、4・5・6月の梅雨期及び9月の台風期においては1カ月に300~400 mmも降る。

このように本町は、林木の生育には好都合な気象、土壌条件をそなえて、いわゆる天竜林業地帯の一部を構成しているわけである。

広義にいう天竜林業地帯とは、遠く長野県諏訪湖に源を發し、山岳地帯中の低きを求めて延々流距 200 軒、遠州に入つてはその中央部を南北に縫つて遠州灘に注ぐ天竜川の、本支流一帯の林業地を総称して云うもので、其地域も、長野、愛知、静岡県 of 3 県 6 郡 79 カ町村に亘る広大なものである。しかし一般に天竜林業として知られているのは、人工造林の最も發達している静岡県の磐田、周智両郡下、二俣町以北の下記15カ町村(町村合併以前)の林業地帯を言うのである。そして水窪町は、この最北部に位置しているわけである。

天竜林業地 15 カ町村名

周 智 郡	気多村、熊切村、犬居町、(以上 2 つで現在春野町)
磐 田 郡	水窪町、城西村、浦川町、山香村、(以上 3 つで現在佐久間町) 竜山村、 竜川村、光明村、熊村、上阿多古村、下阿多古村、二俣町、(以上 6 つで現在二俣町)

第2節 土地と人口

この町の総面積は 27,500 町歩ほどである。この面積は、天竜林業地15カ町村中で一番大きい、その内訳は、田 24 町歩で 0.1 %、畑 233 町歩で 1 %弱、両方合わせても 257 町歩で耕地率はわずかに全体の 1 %程度で、山林が殆んどを占め典型的な山村型を形成している。この山林の内、10,470 町歩は国有林で全体の 38 %にもなっている。

天竜地方の民有地の地目別面積の割合は田 0.7 %、畑 4.3 %、宅地 0.5 %、山林 47.3 %、原野 0.2 %、その他 1.3 %、計 54.3 %となつている。⁽¹⁾この数字と比較して見て、水窪町は如何に耕地率が低いか分かる。

次に戸数と人口推勢をみると第2表のとおりである。この町の自然立地的条件は、社会経済的活動を制約し、人口包容力は時代の進退にもないきわめて微々たる進度で増して来たに過ぎず、時折目立つ人口の増減も各時代の戦争による影響を反映しているに過ぎない。唯戦後、この町の唯一の特産物である林産物の、時代の要請による供給が町経済を向上させると共に、併せて交通施設の整備發達が、一層町の経済活動を活潑化し、人口収容

註 (1) 天竜川流域林業経営調査報告書より。

第1表 土地反別

種 別	総 反 別 (町)	比 率 (%)
田	24.0	0.09
畑	232.8	0.85
宅 地	30.4	0.11
山 林	27,157.	98.86
原 野	8.3	0.03
雑 地	19.0	0.07
計	27,471.6	100.00

(水窪町勢要覧昭和31年)

力を拡大せんとする気運が見られている。なお昭和28~30年の増加は、国鉄飯田線の付替工事による労務その他の関係者の影響である。

次に、この町には18部落あり、最も人口の多い部落は小畑の15.7%、次いで神原の14.2%、西浦10.6%、水窪9.8%で、この4部落に町の半数の人口を包容し、これ等の部落は、いずれも唯一の主要道路である県道に沿い、町の行政経済の中心地を形成してい

第2表 戸数と人口推勢

年 代	現 在 戸 数		現 住 人 口		年 代	年 代 戸 数		現 住 人 口	
	総 数	指数	総 数	指数		総 数	指数	総 数	指数
明治 36 年	1,007	100	6,061	100	昭和 15 年	1,364	135	8,490	140
42	1,079	107	6,508	107	17	1,387	138	8,102	134
大正 元 年	1,085	108	6,907	114	19	1,393	138	7,877	130
2	1,093	109	6,685	110	20	1,542	153	9,028	149
4	1,101	109	6,985	115	21	1,508	150	8,612	142
8	1,166	116	7,525	124	23	1,606	159	8,992	148
12	1,271	126	7,848	129	25	1,606	159	9,122	151
昭和 元 年	1,275	127	8,069	133	26	1,576	157	9,178	151
3	1,302	129	8,024	132	27	1,598	159	9,253	153
5	1,272	126	7,377	122	28	1,665	165	9,550	158
7	1,314	130	7,465	123	29	1,752	174	10,403	172
9	1,272	126	8,156	135	30	1,790	178	10,907	180
11	1,313	130	8,461	140	31	1,721	171	9,751	161
13	1,311	130	8,514	140					

(静岡県天竜果三河特定地域地域 開発効果測定調査報告書 p.39)

る。この道路は昔から信州との交流道路(秋葉街道)で、必然的にこの沿道に部落が集中したことを現わしている。他の部落は前述のように主として山腹高地にある。

人口密度は3.5人/km²(昭和31年度)であつて、静岡県が341.1人/km²、全国平均が241.5人/km²ある事よりしても非常に少ない。

一世帯当りの平均人員は5.67人で、これは東北各県とほぼ同様の山村の様相を示している。

産業別就業人口の戦後の数字は第3表のようである。この表からうかがわれるごとく、戦後第一次産業より二次、三次への移行が顕著のようである。この事自体は一般社会の発達とまったく軌を一にしているわけであるが、未だ第一次産業が58.2%を占め、特に農業においては、耕地が250町歩程度しかないにもかかわらず、36.0%の1,428人を占めている。これは何等かの兼業を足場として農業を行つている事を端的に示しているものであり、専業農家は文字通り一握りに過ぎない。戦後の10年足らずの間に、農業人口が63%(昭和22

年)であつたり、又29% (昭和30年)になつたりするところに、この町の農業の性格がうかがわれるのである。

この町にとって、農業外所得が極めて重要な意味をもっているだけに、その如何によつて、住民は町外に流出せざるをえないし、兼業の場としての山林の比重も一層重要になつているわけである。

第3表 産 業 別 就 業 人 口

区 分	昭 和 22 年		昭 和 25 年		昭 和 30 年		昭 和 31 年	
	人 数	百分比	人 数	百分比	人 数	百分比	人 数	百分比
総 人 口	8,502	(100)	9,122	(100)	10,94	(100)	9,751	(100)
就 業 人 口	3,742	(44.1)	3,766	(41.4)	74,918	(45.0)	3,968	(40.7)
農 業	2,361	63.0	2,022	54.0	1,424	29.0	1,428	36.0
林 業, 狩りよう業	640	17.0	834	22.0	887	18.1	876	22.2
漁 業, 水産養殖業					2	0.0	2	0.0
小 計	3,001	80.1	2,856	76.0	2,313	47.1	2,306	58.2
鉱 業	2	0.1			6	0.1	6	0.1
建 設 業	81	2.1	176	4.7	1,490	30.2	554	14.0
製 造 業	156	4.2	133	3.5	158	3.2	156	3.9
小 計	239	6.4	309	8.2	1,654	33.5	716	18.0
卸 売 及 び 小 売 業	112	3.0	221	5.9	365	7.4	363	9.1
金 融, 保 険, 不 動 産 業	99	2.6	7	0.2	15	0.3	15	0.4
運 輸, 通 信 及 び そ の 他 の 公 益 業	152	4.1	138	3.7	179	3.7	178	4.5
サ ー ビ ス 業	51	1.4	194	5.2	328	6.7	327	8.2
公 務	75	2.0	41	1.1	64	1.3	63	1.6
分 類 不 能, 不 詳	13	0.3						
小 計	502	13.4	601	16.1	951	19.4	946	23.8
失 業 人 口	21		20		28		26	

第3節 生 産 物

次に主要生産物の推移ならびに、現在の生産状況は第4表、第5表、第6表のごとくなつている。なお第2次、第3次産業の附加価値生産に就いては、その実態が判然としない故、除外する。

統計資料としては、大正14年～昭和25年が欠除しているし、又大正14年以前については、主要7大生産物のみしか見られないが、それらの資料より生産額の推移に就き考察を加えると次の事がいへる。

まづ米の占める地位は明治22年頃より日露戦争頃迄は生産価額は第5位程度で、殆んどその順位に変動をきたしていないが、其の後少し下つている。然し大体に於いて低いながら安定した順位をたどつて来た。一方麦は明治25年前後は本町第一の生産額をあげその後多少順位に変動はあつても、明治38年頃迄続き、生糸、まゆの増大によりその後順位は下つたが、一応安定して来ていた。米麦は自給食糧源として常に生産が継続されて来た事を

表わすものである。

次に商品生産物として茶、まゆ、生糸、木材、椎茸に就き述べると、まづ茶は、明治22年頃は本町第2の生産額をあげたが、段々衰退し、大正末期には椎茸生産以下となつた。

第4表 明治大正期主要生産物価額 (5カ年平均, 円)

	米	麦	茶	まゆ	生糸	木材	椎茸
明治22~26年	5,180	16,662	9,159	2,126	16,974	10,924	1,496
明治27~31年	6,843	28,175	13,492	3,851	9,834	23,000	1,668
明治32~36年	6,781	27,957	12,765	24,190	4,634	44,700	2,181
明治37~41年	6,340	23,563	9,115	26,455	22,152	13,435	2,506
明治42~大正2年	9,704	39,407	13,338	43,253	77,975	54,573	2,698
大正3~7年	12,661	31,055	13,940	98,344	140,657	73,499	13,140
大正8~12年	26,157	55,424	17,729	143,281	316,788	305,310	22,060
大正13年	28,026	55,165	10,956	133,398	208,128	204,120	16,000

(水窪町沿革史より作成)

第5表 昭和9年度生産額 (円)

農産		畜産		蚕業		水産		林産	
米	16,401	牛	7,600	蚕繭	44,880	水産	717	用材(素材)	128,000
麦	32,140	馬	7,650	くずまゆ	2,395			用材(製材)	—
雑穀	18,474	鶏及卵	2,800	其の他				木炭	11,420
蔬菜	22,350	其の他	—					薪炭材	3,000
製菜	—							林業副業品	31,880
其の他	—							椎茸	—
								竹材	—
小計	89,365	小計	18,050	小計	47,275	小計	717	小計	174,300

(天竜材業経営調査報告書昭和13年6月)

第6表 生産物価額 (昭和26~31年) 千円

産業別(品目)	昭和26年	昭和27年	昭和28年	昭和29年	昭和30年	昭和31年	
農産物	61,896 (100)	70,024 (113)	70,141 (113)	76,624 (124)	70,842 (114)	69,596 (112)	
蚕業	4,738 (100)	6,208 (131)	5,793 (122)	4,831 (102)	5,097 (108)	4,014 (85)	
水産物					2,000	3,500	
畜産物	103 (100)	261 (253)	353 (343)	288 (280)	495 (481)	312 (303)	
林産	素材(石)	164,126 (100)	178,285 (109)	191,533 (117)	172,128 (105)	188,311 (115)	209,145 (133)
	製材(石)	15,454 (100)	16,698 (111)	17,540 (116)	13,484 (130)	15,545 (154)	16,461 (162)
物産	薪(束)	854,051 (100)	878,338 (103)	915,018 (107)	965,121 (113)	992,434 (116)	1,013,825 (131)
	木炭(俵)	62,310 (100)	72,042 (116)	67,400 (108)	82,980 (133)	74,477 (119)	65,433 (105)
	杉皮(束)	41,900 (100)	48,100 (115)	35,300 (85)	20,900 (50)	16,100 (38)	20,600 (49)
	椎茸(貫)	3,500 (100)	3,500 (100)	3,000 (86)	3,000 (86)	2,800 (80)	2,500 (72)

(静岡県 天竜東三河特定地域 地域開発効果測定調査報告書 p.209~210)

一方まゆ、生糸は日露戦争前後より飛躍的に増加し本町のトップの生産額をあげた。木材は年により若干順位に変動はあるが大体上位の生産額をあげて来ていた。

以上は明治22年より大正13年迄の主要7大生産物の生産価額の推移を、唯順位からのみ見たのであるが、米麦の自給食糧部分と商品生産物の間には、前者の生産があく迄安定的であるのに比し、後者は変動多く、ことに茶よりまゆ、生糸の転換がこの時期に見られたという事である。

これが昭和9年には、木材、蚕繭、麦、林業副産品、蔬菜、雑穀、米の順位になつて来ており、産業別には、林業、農産、畜産、蚕業となつておる。

茶及び蚕繭については、両者の日本産業に占める位置の変化よりして必然の影響をこうむつた事が明らかである。

「明治初年には、生糸その他の蚕糸業生産物が全輸出額の半ば、茶が同じく4分の1を占め、両者を合算すれば、全輸出額の7～8割に達していた。その後茶の輸出額は大正7年迄、生糸その他の輸出額は大正14年迄増加を続けたが、他の輸出産業の進出がより急速であつたために全輸出額に対する比率はかえつて減少して来た。」⁽¹⁾

「茶の栽培面積は日清戦争前後まで急速に拡大したものであるがはつきりした資料はない。しかしその後は漸減傾向をたどつた。数量的にみた茶の輸出は、日清戦争前後、第一次大戦中、および昭和10年代の前半という3つのピークが見られる。価額的に見た輸出は第一次大戦末まで一貫して増加して来たのであるが、輸出量は日清戦争前後から頭打ちとなつて停滞期に入り。」⁽²⁾

「日本生糸が中国生糸との競争に打勝つて世界の生糸市場に独占的地位を確保した明治40年代以後大正末年までの間蚕糸業の黄金時代であつた。」⁽³⁾

「端的にいえば、所得獲得量から見ると限り蚕糸業の発展は大正末年を以つて頭打ちとなり、昭和年代にはいつてから今次大戦に突入する迄の高い生産水準は、突は過剰問題になやんだ停滞期に相当するのである。これに対して戦時から戦後にかけての時期は蚕糸業の崩壊期とよんでよい。」⁽⁴⁾

と述べられているごとく、日本の生糸、茶生産の推移と水窪町のそれについては密接な関連があつたのである。

次に最近の生産額について言及して見よう。第6表より、昭和26～31年迄は、農業生産額は少々の伸展を見せているが、養蚕業は衰退し、畜産業は28年に一時相当増大したものの、又逆行傾向が見られ、林産物のみが順調に伸びている。ただ杉檜皮、椎茸は減少し、木炭の伸びは昭和31年には停滞気味である。林業生産額の、全産業中に占むる割合は、最近の資料では明白でないが、昭和9年には、53%で、その他は農業の27%、蚕糸業14%、畜産業5%、水産業1%である。その後養蚕業も衰退した今日では林業の比率は更に大きくなつているものと思われる。もつともこの林業生産額も天竜林業15カ町村の中では、林野が一番大きいにもかかわらず、7番目(昭和9年)である。この原因が交通事情の制約にあることは想像に難くないのであるが、これについては後述する。

(1) 東畑精一・大川一司 日本の経済と農業 下巻 p. 138

(2) " " p. 139

(3) " " p. 140

(4) " " "

水窪町は、「和名類聚抄」に見え、遠江国山香郡大岑郷の一部であつた。中古には周智郡に入り、尚山香庄と称え、其の北部奥之山郷五村の中、領家、地頭方、相月の三村が、この町の前名である周智郡奥山村の地域である。藩制時代幕府の直轄の天領として中泉駐在遠江代官の支配を受けた。元禄高帖による各村の石高は次の如くであつた。

領家村 799 石 460 相月村 324 石 450 地頭方村 280 石 015

明治維新になり、行政組織の變革にともない、その行政的名称も變つていつたが、明治22年4月村制により奥山村となり、36年一部（旧城西村、現在佐久間町に編入）分村し、次いで大正14年、町制施行により水窪町と改称し現在に至つている。

この地は、昔は自然の交通路として、天竜川を北上或は南下し、物資の交流、人馬の往来もあつたと思われる。

この町の陸上交通路としては、駿河湾に臨む榛原郡相良町から掛川市、森町、秋葉山、磐田郡西渡を經、この町を通り青崩峠より長野県に通ずる、信州（秋葉）街道が主体で、海岸平野部と中部山岳地域との物資の交流、人馬の往来は本道路を通じて行われ、水窪町は、この交通の要路となつた。しかも永禄7年（1564）町に取り立てられ、月6回の市を開催し、地域住民の經濟生活の中心となつて来たのである。このようにして古くから地方經濟の中心地として枢要なる地位を占めて来たのであるが、自然的条件の制約から、表日本の高い經濟文化の波及は余り受けず、むしろ北方信州との交流が極めて繁かつたのである。

この町の社會經濟活動の源泉をなす物産としては、この山地からの林産物及び特産物の茶、こんにやく、又まゆであり、絹布機業の歴史は古く水窪絹として名声を遠く京都迄ひびかせていたこともある。然し交通の制約は、これ等の地場産業の販路の開拓を遅々として進ませず、搬出困難により著しい進展飛躍もなく今日にいたり、むしろ後進性が強く印象づけられるような状態であつた。

しかし戦後、昭和21年の国鉄バス乗入れ及び佐久間ダム建設による国鉄飯田線の付替工事は、この町の生活圏及び經濟圏を南に向け、表日本東海道方面との結びつきを強固にし、社會經濟的事情を好転せしめようとしている。

第2章 農業の概況

現在田畑合わせても260町歩程度で全体の1%しか耕地をもたないのであるが、その零細な耕地に4割もの農家人口と名付けられるものがかかえている事、しかもその耕地が自給食糧生産のみならず若干商品生産の場にもなつていることは注目される。

土地反別の明細を見ると、田23.7町、畑178.2町、桑園35.0町、茶園20.0町、合計256.9町である。

一方このような零細な土地に就業する農家戸数は第7表のごとくである。專業農家は全農家数のわずか3.2%しかなく、農家の殆んどは他に兼業を求めている。そしてその兼業も第2種が8割まで占めている。この事は逆にいえば農業といつてもそれは自給食糧の一部を確保する足場としてのみ存在するのであり、現金収入はその殆んど大部分を農業以外から得ているというのが実情である。

一方その農業の作付状況並びに収穫は、第8表の如くである。これに依ると作付面積は大麥がもつとも多く、次いで雜穀の479反と、甘藷の437反がこれに次いでいる。

然しこれ等を農家一戸当平均にすると、大麥のみが1反以上で他は1反にすら達しない。大麥、雜穀の多いことは、農民の消費生活の貧しいことを示すものといつてよい。米の生

産は陸稲を合わせても 328 石（昭和 31 年）で、この数字は主食の自給から程遠いことを物語る。

この町の農業でして現金収入源として見られるのはわずかばかりのこんにやく及び茶である。

このような農業生産に少しでもプラスする為に、畜産及び養蚕が導入されて来たのであるが、その実状は第 9 表及び第 10 表のとおりである。畜産に就いては乳牛の導入が目立つが、これはひどい傾斜耕地に左右され、牛乳プラス堆肥生産を狙って、役牛より乳牛を導入したものである。

ただこのような畜産及び養蚕を営み、それが現金収入と結びつくのは一部上層農家に過ぎないのであり、他の大半は賃労働兼業によつてゐることは察するに難くない。

次に農家を経営規模別にみると第 11 表のようである。これでもわかるごとく、447 戸、全体の 50% 以上は 3 反未満の零細農で、5 反未満は全体の 80% にもなる。一方 1 町以上は 23 戸で 3% にも満たない。山地農業の特性からすれば、農家が自給しうするためには、平地農業よりも大きな耕地面積を必要とするとはいうまでもない事であるが、この点からもほとんどすべての農家は兼業に依存しなければならないことを明白に示している。

兼業農家の経営規模別による構成は第 12 表のようである。まず兼業農家が全農家の 96% を占め殆んどすべてであり、3 反未満は勿論すべて兼業農家で、3～5 反迄は 89.9% である。専業農家は 3～5 反で 1 割程度あるが、これはおそらく兼業労働のチャンスにも恵まれない、強制せられた専業農家、すなわち窮乏の底に沈んで現われない農家と考えられ、山村の過剰人口を端的に表わしたものと見てよいであろう。一方第 2 種兼業の 3 反未満層は実質は耕地 5 畝程度で、農業といつても家庭菜園程度の耕地経営であり、完全にプロレタリア化するはずの者が、外に職がない為僅少の土地にしばりつけられたものと解せらる。

次にこのように重要である兼業は如何なる職種に向けられているかという点と第 13 表の如くなる。この資料は昭和 22 年で少々資料的に古いが大体の動向はうかがえるものと思う。これによると、他の産業を自営するもの、並びに賃労働を兼ねるもの、その何れにおいても林業が第 1 位を占め、林業が兼業として占める位置は非常に高いわけで、更に林業に何らかの関係ありと思われるものは、他の産業を自営するものの内で 9 割迄、一方賃労働を兼ねるものの内、8 割を占めている。この町では、林業が零細農業の補完として非常に高い地位にあるといえるわけで、その林業生産の如何が直接町の経済生活を左右するといつても過言ではないであろう。

自・小作関係から農業を見ると第 14 表のとおりである。この表によると自作及び自小作は 578 戸、全体の 89.2% を占め、小作小自作は 70 戸全体の 10.8% であり、昭和 22 年全国平均⁽¹⁾よりも自作的傾向が非常に濃厚である。しかし、これは山村一般に多く見られる傾向である。このような点から本町の農地改革は耕地の所有関係に大きな変化をもたらさなかつたわけで、解放面積は不在地主 29 戸の 8 町 2 反 1 畝及び在村地主 49 戸の 24 町 3 反 6 畝程度である。

この町のような条件の所では、経営耕地を拡張することはもとより、農耕の集約化にも力をそそがず、それは小菜園的なものにとどめ、より収入の多い兼業に進出する意図をも

註 (1) 自作及び自小作 56.5 %
小作及び小自作 43.5 %

つてることがうかがわれる。しかし、過去において交通制約により封鎖されていた水窪町の農業生産は是が非でも、食糧自給の為それに対応した経営を続けなければならなかつたことは明らかであり、その為には相当の焼畑耕作（当地方では山作^{ヤマサク}という）を行つて来た。

この面積は第15表、第16表の如くで、かつては非常に大面積を占めていた事があるのである。又終戦後も数年間続いた。現在、木材を伐採した跡に菜種の花が咲いたという話もある。焼畑は天竜林業地全般に見られた傾向であるが、栽培作物は雑穀—ソバ、アワ、ヒエ、藜類—里芋、馬鈴薯、豆類—大豆、小豆などであり、水窪町が一番最後迄行われていたのである。これは又造林の進展ともつとも密接な関連があるのである。天竜林業で早く植林が初まつている地は焼畑も早くなくなつてはいるが、水窪は植林の前段階たる木材の商品化がおくれていた為、又一方大面積の林地があつた為、焼畑がおそく迄続いたのであるといえよう。

なお、この焼畑地については、地主対小作の特殊な関係が成立つていた。すなわち、山林地主が焼畑耕作者に土地を貸し、地代として雑穀等の現物地代を徴収し、或は焼畑耕作後、地主が植林する為の手間を出させた（労働地代）。後者はこの地方に植林を進める一つの重要な契機となつたのである。

第7表 専業兼業別農家数（戸）

総数	専業兼業別			
	専業農家数	兼業農家数		
		総数	第1種兼業	第2種兼業
848 (100)	27 (3.2)	821 (96.8)	175 (20.6)	646 (76.2)

(水窪町勢要覧 昭和33年)

第8表 農産物作付面積及び実収高

種類	作付面積	推定実収高	種類	作付面積	推定実収高	種類	作付面積	推定実収高
水稲	244反	317石	里芋	30反	6,600 \times	生姜	3 \times	450 \times
陸稲	17 \times	11 \times	大豆	260 \times	195石	甘らん	23反	5,600 \times
小麦	122 \times	142 \times	小豆	110 \times	77 \times	白菜	36 \times	14,760 \times
大麦	1,096 \times	1,794 \times	豌豆	18 \times	18 \times	京菜	13 \times	1,950 \times
裸麦	21 \times	29 \times	隠元豆	8 \times	7 \times	菠蓮草	20 \times	3,800 \times
甘藷	437 \times	1,735 \times	さゞげ	10 \times	7 \times	ねぎ	22 \times	6,600 \times
馬鈴薯	252 \times	966 \times	なす	22 \times	8,360 \times	玉葱	21 \times	6,531 \times
あわ	100 \times	11石	きゅうり	26 \times	8580 \times	ごま	5 \times	2石
きび	77 \times	7 \times	トマト	11 \times	3,454 \times	こんにやく	180 \times	30,000 \times
もろこし	103 \times	8 \times	大根	288 \times	158,400 \times	茶	188 \times	5,400 \times
ひえ	25 \times	25 \times	かぶ	50 \times	20,500 \times	桑	35 \times	
そば	174 \times	11 \times	ごぼう	30 \times	11,100 \times	柿	10,650本	110,877 \times
玉蜀黍	286 \times	228 \times	人蔘	30 \times	11,100 \times	栗	470 \times	4石

(静岡農林水産統計年表 昭和31年)

第9表 家畜飼育状況

畜種	役牛	乳牛	馬	緬羊	山羊	豚	兎	鶏	あひる
頭数	37	125	25	12	450	55	1,005匹	4,500羽	4羽

(水窪町勢要覧 昭和33年)

第10表 養蚕状況

春 蚕		夏 秋 蚕		晩 秋 蚕	
飼育戸数	収繭量	飼育戸数	収繭量	飼育戸数	収繭量
131戸	1,701℥	162戸	1,313℥	57戸	415℥

(水窪町勢要覧昭和33年)

第11表 経営規模別農家数

	1反未満	1反~3反	3反~5反	5反~7反	7反~1町	1町以上
戸数	95	352	219	118	41	23
比率%	11.2	41.5	25.8	13.9	4.8	2.7

(水窪町勢要覧 昭和33年)

第12表 経営規模別兼業農家戸数

	3反未満	3反~5反	5反~10反	計
専業	—	25 (10.1%)	9 (47.4%)	34 (4.0%)
兼業	第1種 (24.0%)	131 (37.0%)	10 (52.6%)	281 (33.1%)
	第2種 (76.0%)	92 (52.9%)	—	535 (62.9%)
業計	583 (100.0%)	223 (89.9%)	10 (52.6%)	816 (96.0%)
	583 (100.0%)	248 (100.0%)	19 (100.0%)	850 (100.0%)

(水窪町農務係 昭和33年1月29日調製)

第14表 経営規模別階層別農家戸数

	5畝~3反	3反~5反	5反~1町	計
自作	181	122	19	493
自小作	51	34		85
小自作	25			25
小作	45			45
計	302	156	19	648

(臨時農業センサス 昭和22.8.1)

第13表 兼業の種類 (戸)

	第1種	第2種	計	
他するもの 産業を 自営	森林業	138	13	151
	製炭業	36	3	39
	その他の林産物採取業	10		10
	工業	5	12	17
	商業	5	16	21
	交通その他		1	1
賃労働を 兼ねるもの	農事日傭季節傭			
	農事常傭	1	1	2
	林業	251	50	301
	鉱業	3	1	4
	大工業	15	6	11
	中小工業	10	9	19
	商業	1	1	2
	交通業	10	4	14
	人夫日傭	23	5	28
	家の他		7	7
	その他職員	29	14	43
	27	24	51	
計	620	178	798	

(臨時農業センサス 昭和22.8.1)

第15表 奥山村(水窪町城西村)土地利用の変遷 (町)

	田	畑	山 焚	茶	桑 畑	楮 畑
明治 20年	50.6	795.6	9,999.7			
25	52.6	797.4	10,002.7			
30	53.5	797.7	10,003.0			
35	37.3	548.6	8,378.9			
40	33.2	543.1	8,382.6	90.3	55.6	3.0
大正 元年	33.9	529.3	8,393.5	87.0	81.8	2.5
6	36.0	496.3	7,807.9	86.0	145.8	2.0
10	37.3	477.0	7,828.3	71.0	144.0	1.0
昭和 元年	37.4	427.8		53.0	106.3	2.0
5				53.3	188.1	2.0
10	33.5	286.3		50.0	150.0	1.0

(兼岩芳夫：天竜林業発達史 p.56)

第 16 表 天竜地方切替畑・焼畑に関する調査（昭和11年）

町 村 名	作 付 面 積(町)			総 戸 数	焼 畑 を 行 う 戸 数
	甲	乙	合 計		
城 西 村		12	12	351	40
気 多 村		2	2	773	15
水 窪 町	30	50	80	895	384
竜 山 村		7	7	732	59
山 香 村		8	8	641	36
合 計	30	79	109	3,392	534

甲：農作物の収穫を主とするもの

乙：林木の生産

（天竜川流域林業経営調査報告書 昭和13年 p.68）

第 17 表 町村別人工林天然林別状況（昭和31年3月現在）

流域別	町 村 名	総 面 積	人 工 林		天 然 林		そ の 他	
			面 積	%	面 積	%	面 積	%
天 竜 川 流 域	二 侯 町	433町	336町	76	99町	22	8町	2
	光 明 村	3,638	1,905	53	1,650	45	83	2
	竜 川 村	3,802	3,100	81	626	16	76	3
	竜 山 村	5,124	4,064	79	1,016	20	44	1
	山 香 村	4,119	3,253	79	857	21	9	0
	佐 久 間 村	2,474	1,821	74	644	26	9	0
浦 川 町	5,719	4,530	79	1,146	20	43	1	
小 計	25,309	19,009	75	6,300	24	272	1	
水 流 窪 川 域	域 西 村	2,525	1,362	54	1,065	42	98	4
	水 窪 町	16,046	6,390	40	9,366	58	290	2
小 計	18,571	7,752	42	10,431	56	388	2	
阿 流 多 古 川 域	下 阿 多 古 村	1,829	1,350	74	454	25	25	1
	上 〃	2,310	1,605	69	633	27	72	4
	熊 村	3,025	2,196	73	482	14	347	13
	小 計	7,164	5,151	72	1,569	22	444	6
気 多 川 流 域	犬 居 村	2,694	2,231	83	378	14	85	3
	気 多 村	7,127	3,440	48	3,663	51	24	1
	熊 切 村	8,051	4,503	56	3,350	42	198	2
	小 計	17,872	10,174	57	7,391	41	307	2
合 計	68,926	42,086	61	25,429	37	1,411	2	
国 有 林	水 窪 営 林 署	7,041	1,983	28	4,733	67	326	5
	気 多 〃	10,953	4,147	38	6,548	60	258	2
	小 計	17,994	6,130	34	11,281	63	583	3
総 計	86,920	48,216	55	36,710	42	1,994	3	

（兼岩芳夫：天竜の森林組合 山林No896 p.6 より作成）

第3章 林業の概況

第1節 山林面積、蓄積および所有状況

天竜林業地帯は、天竜本流流域、水窪川流域、気多川流域、阿多古川流域の四地区に分けられている。水窪林業の概況に入る前に、天竜林業地帯における水窪林業の地位を第17表で見よう。

この表には、水窪町で大面積を占める国有林は一括して国有林の項に入っている。民有林に就いて、その人工林の全林面積に対する比率を見ると、天竜林業地の他地域では70%以上人工林化しているところが多いのに、水窪町は40%で一番人工林化がおくれている。流域別に見ると一番進んでいるのは、天竜本流流域次いで阿多古川、気多川となり、水窪川流域が一番おくれている。水窪町は国有林が相当あるのでこれを加えればなお一層人工林化率が悪くなる計算である。この原因は、交通制約からくる木材の商品化が一番おくれた為、育成林業を強力に展開さず程地代の高騰がおこらなかつた事であろう。しかし最近では急激に植林が進んでいるので、下流天竜林業地の進んだ発展過程の様々な段階をうかがい知ることが出来る。

水窪町山林を面積的に見れば、天竜15カ町村の民有林面積の23.3%約1/4を占めており、他の町村より数段大きい。蓄積については、最近の資料ではないが、15カ町村総蓄積の21.2%、針葉樹蓄積では15.4%、広葉樹蓄積では52.6%を占めそれぞれ一番大きくなっている。⁽¹⁾ 然し人工林化がおくれて天然林が多い事を考えると、1町歩当りの蓄積量は余り高いとはいえない。他の地区特に天竜本流流域と比較すると、後者は針葉樹の比率が大きいのに対し、水窪町は広葉樹となり極めて対照的である。

次に水窪林業の所有別面積及び蓄積は第18表のごとくである。(国有林は水窪、気多両管林署に属している) この内容を更に検討して見ると、国有林はすべて用材生産を行っており、薪炭林、竹林は見当らない。一方民有林の用材林は蓄積で全民有林中の62%、面積は41%であり、1町歩当りの用材林蓄積を出すと平均501石程度となりかなり高い。令級別には、第19表のごとく、用材林の適伐が35年以上とすると面積で1,085町、蓄積で1,156,702石で、民有用材林中のそれぞれ18%、39%となり、一方薪炭林は、適伐を20年以上とすると、面積で5,378町、蓄積で1,593,947石、比率はそれぞれ54%、87%である。

これ等の数値から考察すると、本町の用材林は面積的には10%程度薪炭林より少く、

第18表 所有別面積及び蓄積

	用材林			薪炭林			竹林		無立木地町	計		制限林	
	面積(町)	蓄積(石)		面積(町)	蓄積(石)		面積(町)	蓄積(石)		面積(町)	蓄積(石)	面積(町)	蓄積(石)
		針	広		針	広							
民有林	5,893	2,956,646	1,461,331	2,766		1,832,766	23	11,372	390	14,772	4,789,412	1,100	306,442
国有林(水窪)	5,270	2,616,882	1,202,644							5,270	4,078,213		
〃(気多)	5,207	2,436,402	8,467,183							5,207	3,639,046		
計	16,370	8,009,930	2,663,975	8,467		1,832,766	23	11,372		25,249	12,506,671	1,100	306,442

註(1) 宇野弘蔵 林業経営と林業労働 p. 108.

第 19 表 森 林 蓄 積 量

令 級	用 材 林			薪 炭 林		
	面 積(町)	蓄 積(石)	生長量(石)	面 積(町)	蓄 積(石)	生長量(石)
I	718			670	8,072	2,740
II	558	36,886	10,041	950	63,848	12,502
III	588	98,822	17,025	612	83,051	8,087
IV	790	249,878	27,688	857	156,641	6,399
V	693	331,253	26,071	932	209,664	9,085
VI	972	656,727	38,060	1,161	282,584	4,495
VII	494	426,378	15,826	350	107,570	1,524
VIII	690	678,661	17,509	369	109,157	1,001
IX	160	190,697	3,053	54	14,194	124
X	209	258,133	3,169	1,010	294,697	1,990
XI	2	2,650	25			
XII	20	26,561	204	1,502	503,288	2,049
計	5,894	2,956,646	158,671	8,467	1,832,766	49,996

適伐以上の用材林，薪炭林はなお相当残つており，第3に薪炭林の適伐以上が非常に多過ぎるようである。これらの事実は，天竜林業地帯でも奥地にはまだどしどし林種転換による人工造林化—用材林化の余地が残されていることを示す。

所有形態に就いて述べると，全林野面積 26,349 町歩の内，14,077 町 (53%) が水窪・気多両営林署に管かつされる国有林で残りの 12,272 町歩 (47%) が民有林である。この民有林の中，昭和 33 年県が地上権設定した 230 町歩の県行造林地，町の直営及び地上権設定地 104 町歩が，いわゆる公有でこれは全林野面積からすれば 2% で問題とならない。他の所有形態の林野も少々ある事はあるが，これとて大した数字ではなく，本町の民有林は

第 20 表 林 地 所 有 状 況 (昭和13年6月現在)

区 分	筆 数										面 積	
	1反未満	1反以上	5反以上	1町以上	5町以上	10町以上	50町以上	100町以上	計	数	比 率	
水窪町	個人	169	275	160	335	89	78	9	5	1,120	4,624.5.8	79.0
	法人	1	2	1	2					7	217.9.6	3.7
	共有	15	65	48	103	24	14	1	1	271	1,009.8.4	17.3
	小計	185	342	209	440	113	92	10	7	1,398	5,852.3.9	100.0(69.0)
他町村	個人	4	18	19	31	13	23	1	2	111	1,123.5.4	42.8
	法人	1		1	1	1	4	4	1	13	568.9.9	21.7
	共有		4	6	13	3	8	1	3	38	931.5.1	35.5
	小計	5	22	26	45	17	35	6	6	162	2,624.0.5	100.0(31.0)
計	190	364	235	485	130	127	16	13	1,560	8,476.4.4	(100.0)	

- 註 1) 本表数字は土地台帖による。
 2) 同一名義筆数は一括して一筆とす。
 3) 法人中には社寺所有のものを含む。
 4) 共有のものは1単位とし，水窪町居住者と他町村居住者との共有は水窪町共有の内に数えた。

(水窪森林組合事業区経営案より)

その殆んどが私有となつている。その私有林の所有規模については、昭和13年6月の調査では第20表のようで、その所有規模は比較的大きく、5町歩以上の所有者は38%、その所有面積は90%となつており、1町歩以下の所有者は28%、その所有面積は3%に過ぎない。個人平均になおすと4町1反である。

このように5町以上の層と1町以下の層が分離している。又数百町歩以上は殆んどいな

第21表 林地最大最小平均所有面積
(昭和13年)

区 分	最 大	最 小	平 均
水窪町	町反畝 246.7.8	畝 歩 1	町反畝 4.1.3
	個人 211.6.9	3 12	31.1.4
	法人 205.7.1	15	3.7.3
他町村	個人 188.5.8	1 18	10.1.2
	法人 122.7.9	2 13	43.7.7
	共有 256.9.0	11 27	24.5.1

第22表 山林所有変遷

年 度	A 家	B 家	C 家
昭和7年	町反畝歩 710.8.7.8	町反畝歩 476.6.1.7	町反畝歩 237.7.1.1
" 8 "	609.3.6.16	"	235.1.9.0
" 9 "	609.2.7.22	"	233.6.5.9
" 10 "	608.4.2.15	"	233.3.8.9
" 11 "	395.2.3.14	329.6.6.7	"
" 12 "	286.9.7.18	141.6.4.15	232.5.4.12
" 13 "	279.6.4.11	"	"

い。これを農家戸数と対比させると、全農家はまがりなりにも少しの林野はもっているようである。

次に在村、不在村地主については、第20表のようであり、面積的には前者69%、後者31%となつている。その変遷を見ると、明治末期より昭和10年頃迄相当他町村に動いたようであり、その間の農村恐慌を考えるとうなずける所である。実際に機業の不況により、養蚕家の林野が他町村に移行し他町村民所有が増大していった。

所有関係は売買分筆等により常に移動している模様であるが、この当時は一般に大面積所有者の減少が目ざましく、持続又は増加は少なかつたようで当時の最高から3位迄の山林地主の変遷を挙げれば第22表のようである。これ等三家をもつて全体を推定すること

第23表 天竜林業地運材費一覧表 (尺メ当り円)

	車 馬	軌 道	トラック	其他	筏 流	管 流	組合費	其他	合 計
竜川村					0.35		0.02	0.05	0.42
竜山村					0.40		0.02	0.05	0.47
山香村					0.47	0.10	0.02	0.10	0.69
城西村					0.85	0.12	0.02		0.99
水窪町					0.85	0.20	0.02		1.07
佐久間村					0.60		0.04		0.64
浦川村					0.50	0.08	0.03		0.60
" "			0.75	リヤカー			0.03		0.78
光明村			0.35	0.22			0.02		0.59
犬居町			0.70		0.55	0.20	0.02		0.77
" "							0.02		0.72
熊切村					0.60	0.20	0.02		0.82
気多村	0.10				0.60		0.02	0.10	0.82
下阿多古町			0.40				0.04		0.44
上 "			0.50				0.04		0.54
熊 "			0.80				0.04		0.84

(天竜林業経営調査報告書 昭和13年6月より)

は大胆であるが、一応は次の事がいわれるのではないか。すなわち大面積所有者はそれ以前に一応形成されており、其の後彼等の経営のやり方、及び他事業の失敗からのしわ寄せが山を手放し、山林の集中は昭和13年以降進んでいない。(現在でも最高は300町歩前後である)なおこの間、山村住民の山への執着は、小面積の山林を少しづつでも集めて来ていると。

第2節 林業生産と林業経営技術の概要

林業生産額は第6表のようであり、素材で年間15~20万石程度生産されており、内訳としては民有林が国有林より1~2割程度多く生産している。次いで木炭が6~8万俵、薪が80~100万束となつている。この内本町消費分をひいて純移出分を見ると、用材で6割5分~7割5分程度、薪で5分程度、木炭で6割~7割程度である。

人工造林用の苗木生産は、天竜林業地がその苗木を、下流の浜名郡赤佐村及び鹿玉村を中心とする苗木生産地に供給をまわっているように、本町も本数にして約5割(昭和30年度)は他町村から入れている。

次に、林業経営技術についてその概要を述べて見よう。まず造林撫育では、樹種は昭和33年度で杉35万本、ヒノキ15万本、赤松2,000本、カラマツ3,480本植えられ、1町歩3,000本平均に、春植されている。この本数は最近のことで以前は間伐材の利用もなかつたので2,000本程度であつた。補植は翌年植栽本数の約1割程度を行い、下刈は植栽の年から3年間は毎年、4年以降は隔年に9年頃迄行う。蔓切・枝打は殆んど行われず、15年頃除伐が一度行われている。

保護については、明治20年前後、竜川村、竜山村を中心として森林火災が頻々として起り、為に同地方山林家有志が山林組合を設置して防火線を設置したこと。一方金原明善が瀬尻において巾20~40mの帯状保護林を防火線として設けたことがある。然し水窪町では、熊村愛林社の分取林地に保護林として広葉樹が植栽されているのを見る程度である。風雪害に対する対策としては、植栽本数を加減する程度である。これ等以上に重要な被害を与えるものとして、月輪熊、鹿などの野獣の害があるが、その撲滅はあまり効を奏していない。

利用について、まず間伐であるが、進んだ所は20年頃第1回を行い、その後5年毎に2,3回間伐を行うが、これとて最近のことで、以前は全然間伐材の商品価値がなく、間伐は行われなかつた。主伐の時期は大抵35~40年(杉)、40~45年(ヒノキ)となつているが、これは一定した経営的観点からでなく、ただ金銭上の必要により伐採する模様でその為小山林所有者の山は早く伐られ、大山林所有者の山は50年以上の木が沢山残つている。

伐採の時期は、以前は川狩による水運との関係、及び杉皮の利用もあつたので、4~9月頃行われていたのであるが、最近では林道の開設に依るトラック輸送の便と杉皮の用途の減少に伴い、年中伐採されるようになった。

経営技術に関連して、林産物販売に就き言及する。現在下流中ノ町、二俣方面の製材業者の山林部が、水窪町の山林所有者と直接交渉を行い、山林ブローカーの介入は少なくなつている。仕向先は、中ノ町60%、二俣町30~40%で地元は1%程度に過ぎず、県外にはパルプ材のみが仕向けられ、唯国有林材は80%迄、豊橋・名古屋方面に出ている。

第3節 林業労働

昭和33年7月現在の林業労働者について、森林組合調査による民有林のみの数字は次

のようである。

製炭	専業	77戸			
	兼業	13戸	(補助人夫：男 24人，女 31人)		
		64戸			
林業					
伐木運搬	造林撫育	森林土木			
専業	専業	専業	} 150人		
兼業	兼業	兼業			
	女子	女子		50人	

第2章に於いても説明したように、零細な耕地にしがみついた山村の現金収入源としての林業労働の重要性は前述の数字からも充分うかがわれるのであり、林業労働者は女子を含め1,100人、その内専業は約半数であり、製炭も加へると更に高められる。第12表における3反末満層から3反～5反層がこの林業労働に従事すると見てよい。

林業労働者の出入関係については、大凡町外に出る人数と入ってくる人数が大体平均している。

なお国有林労働者は、昭和32年に380人で、その内訳は常勤85人、常用88人、臨時(月傭)177人、臨時(日傭)30人であつた。

いずれにしても、大部分の林業労働者にとつては、林業賃労働は農家経済の主要部分をささえているのであつて、農業経済はむしろ林業労働力の再生産をいく分か補充するという程度のものであることは明らかである。その意味では、兼業労働者と専業労働者とは区別しがたい。いいかえれば、大多数の林業労働者は家計のうえからは専業的性格を有しているのであつて、農耕はむしろ生計の一部をひきうける位にしか意味をもたないのである。

第4節 交通の発展と林業

この町の陸上交通路としては、信州街道が主体で、海岸平野部と中部山岳地域との物資の交流、人馬の往来は本道路を通じ行われて来た。水窪町は、この交易の要路として、しかも永禄7年には町に取り立てられ、月に6度の市を開催し地域住民の経済生活の中心となつて来たのである。しかし海岸平野部と異なり、幾多急峻な山岳がならび立ち、又北僻に位置するという地理的条件から、志ある人々により道路開設の必要が叫ばれ努力がなされてきたが、あまりにもきびしい自然の要害により、思うように開発がすすまなかつた。明治23年にいたり、辛うじて水窪—西渡間に荷車を通す程度で、ついに昭和に至り、ようやく西渡まで自動車の運行を見たような状態であつた。それ迄は他地域との交通運輸は、すべて徒歩と人肩によつたといわれ、移入物資も下流から西渡迄は舟運によりえても、それ以上は同様な肩に依らざるをえなかつた。

昭和13年、三信鉄道の開通は、愛知県より佐久間をとおり、西渡を経て本町に入る経済交流路を開拓したのであるが、これとて、人間輸送にしばられ、本格的に開発が進んだのは戦後しかも数年前のことである。

次に道路、鉄道、河川についてその状況を見ると、

(イ) 他町村との交通

a. 道路

県道として最も古く、且最も重要な路線は信州街道(秋葉街道)である。以前は人だけ

の交通路であつた。大正7年から本街道の改良工事が始められ、翌8年に二俣水窪線の一部として巾12尺、長さ729間、巾15尺、長さ1,024間と延長されたが、これは漸く城西村界に達し、一方二俣水窪線は、二俣より大正7年から工事が始められ、漸く昭和11年、城西村地内に約10kmの徒歩連絡カ所を残す程度に進んだのであるが、なお渡舟が3カ所ある状態で、翌12年全通をみた。その後も渡舟は続き現在のごとくトラックが全通出来るようになったのは、戦後で、本格化されたのは全く最近の事である。

特に木材輸送については、下流の秋葉ダムにより水運が止まる迄筏流は続いたのである。

水窪中部線は県道としては早くも大正9年頃認定された。然しこれとて水窪から信州へ抜ける水窪和田線とともに、殆んど県道の主体をなしてはなかつた。

前者は飯田線全通と、佐久間ダム建設により最近改修されたが、後者は目下少しづつ改良工事を行つている状態である。

b. 鉄 道

水窪町は現在ではその中心地に国鉄飯田線の向市場、水窪の両駅をもつているが、これは昭和30年佐久間ダム建設による水窪迂廻線が出来た事によるもので、それ以前は、白神、大嵐、小和田の3駅はあつても、いずれも町の中心よりははるかにはずれ、中心との交通路は細い道しかなく、峠連絡で、貨物輸送には殆んど影響はなかつた。この線の前身は三信鉄道であり、その後国鉄が買収したものである。

いずれにしても、鉄道も道路と同様に、人の交通はともかく、貨物の発着には殆んど意義が見られなかつた。

昭和30年の迂廻線の開通により始めて鉄道はこの町に身近かな存在となつたのである。

c. 河 川

道路、鉄道は戦前迄余り大した影響を与へなかつたのであるが、それに代るものとして河川があり、天竜川及びその支流あつてこそこの地帯の林業は発展したのである。即ち、これ等の河川こそ天竜林業発展のテコといつていいであろう。この河川は木材以外の物資も移出入して来て、又人の交通にも多大の便を与へたのである。

木材流送の発達について述べると、この端緒は信州伊那遠山地方の御年貢木である御樽木の流送に負つている。⁽¹⁾ 筏流は御樽木・角材で、柿板・横板等の製品は高瀬舟による舟運によつた。⁽²⁾ 民間材も山元で製品化して積載し、又横、角材の一部と丸太は筏流していた。

水窪町は、水窪川流域と気多川流域に分かれるが、前者は川狩によつて天竜川本流との合流点である山香村西渡迄出し、そこで筏に組んで流した。気多川流域では、大部分は気田まで川狩して、そこから筏を組んだが、一部は川狩りをして本流迄出したという。製品は舟運によつて気多から本流まで乗り下げた。気多川流域については資料がないのであるが、水窪川流域については、江戸時代より終戦直後にわたる長期間唯一の木材搬出路として、それがひいては木材商品化、育成林業発展への道に一役演じた事は見逃せない。

しかし、下流の先進林業地竜川、竜山のように直接天竜川本流に接する地帯と比較すれば、川狩の経費を余分に要す不利は免がれなく、それ故、天竜林業地としては最もおくれて発展したのであるが、それでも他の地方より進んでいたことは、水窪川の存在とその川

註 (1) 兼岩芳夫：天竜林業発達史 p. 15.

(2) 上掲書 p. 16.

狩りがあつたによることは言をまたない所である。

運材費について、天竜林業の各町村について見ると、昭和10年前後の調査では第23表の如くになつている。この表でも知られるように、水窪町は尺々当り1.07円かかり、伐木造材費は当時天竜地方では一番低いのであるが、運材費=筏流+管流+組合費は最大でここに位置の差よりくる地代法則が明白に見られるわけで、天竜林業の中で一番育林化をおくらしたものであるといえよう。

(ロ) 町内の交通

水窪町の道路は漸く最近に至りやや整備をみるに至つた。基幹は林道で町道は却つて貧弱である。林道は、昭和5年から車道、木馬道の開設が始められたがその状況は次のとおりである。(水窪森林組合資料)

昭和5~8年	小畑一二瀬線(車道)	延長 6,830m, 巾 2.7m
昭和5年	二瀬一上村線(木馬道)	" 716m, " 1.8m
昭和7年	高瀬一小和田線(車道)	" 1,082m, " 1.8m
昭和8~9年	二瀬一有木線(車道)	" 1,680m, " 2.1m
昭和10~11年	二瀬一明神一両久頭(車道)	" 2,239m, " 2.1m

これ等の林道の開設の結果、「各種商品の運賃は半額以下となりしもの多く、殊に丸太材の牛車、馬力輸送は河川管流に比し、運賃は1/5位、期間は1/3に減じ、且安全度増大す。その他苗木輸送の利便、製炭事業の振興は天然林の開発を促すのみならず、造林、保護利用等全般に及ぼす効果少なからず、一般交通路として社会の保安、文化の進展に貢献すること甚大なるものがある。」⁽³⁾といわれた。

これ等に続いて森林組合による林道開設又は改良工事は漸く急ピッチで進んでいつたのである。

昭和15~18年	門谷線(車道)	延長 5,267m, 巾 2.0m
昭和19年	明神線(木馬道)	" 1,641m, " 1.5m
昭和19年	倉桂線(木馬道)	" 2,108m, " 1.5m
昭和20~21年	神原山線(木馬道)	" 2,090m, " 1.5m
昭和22年	熊伏線(車道)	" 616m, " 2.0m

なお、昭和11年当時の舟車数は、牛馬車21台、荷車59台、自転車300台、自動車4台、トラック3台である。

昭和25年以降は、トラック運搬が一層便利となり、森林組合の林道も専ら自動車道の開設に重点がおかれ次のように工事が進展した。

昭和25~27年	青崩線(自動車道)	延長 465m, 巾 4.0m
昭和26~29年	山住線()	" 4,598m, " 4.0m
昭和25~32年	白倉川線()	" 9,574m, " 4.0m
昭和31~32年	静岡・長野線()	" 3,545m, " 4.0m

静岡・長野線は、佐久間ダムの補償林道として県直営でダム左岸に旧飯田線とほぼ同じ路線に開設し、目下なお延長工事中である。

このように、水窪町の林道網は着々整備発展を見せており、更に自動車道の延長、木馬道の新設も計画され、木材搬出とともに一般交通の为一層便益を与えようとしている。

註(3) 水窪町森林組合施業説明書 昭和13年

国有林について見れば、水窪、気多両森林鉄道があり、地元部落に対しても、物資、木材の運輸に貢献している。

これ等の林道開設がこの地の林業を変化させたことは予測に難くなく、立木価格を高騰させ、人工造林化の道を開いているのである。林道使用料も二俣市場での木材価格に対して昭和10年当時20%であつたものが、戦時中25%に上昇したが、最近では半分の11%に下つている。素材生産でも戦前の2倍に増大している事は、如何に林道開発が水窪町に於いて重要な役割を果たしたかを示すものである。

第4章 育成林業の成立発展

第1節 育成林業の萌芽と推移

水窪町の育成林業の成立の時期・契機については、矢張り木材の商品化——天然林伐採——その跡地に人工造林と進んで来ており、又それが焼畑耕作（山作）と深い関連をもつていたのである。

その沿革についてみると、往古はうつそうたる針広混交の天然林をもつておおわれていたことは、今なお本町東北部においてそのような林相が見られる事からも容易に推測される所である。当時は人口が少く、交通の便は開けず、従つてこれ等天然林の利用の途はなく、住民は等しくその部落周辺において僅少の地を耕し、或は焼畑を行い、ひえ、きび、そば、むぎ、里芋等の農産物を作り、漸く日々の生計を営んでいた。森林は無用無益のものとされ、一顧の価値もなかつたものと思われ、人工造林など思いも寄らなかつた事である。しかし徳川幕府の天下平定による各種の土木工事、及び天竜川の舟筏の航行と信州路よりの御用米及御用材の搬出入は、沿岸天然林の伐採を促したのである。このようにして木材の商品化が進んで来た。

天竜地方の人工造林の起源および発達については、社寺有林と一般民有林の二つに区分して考えることが出来る。すなわち前者については水窪町の山住神社及び犬居町の秋葉神社の植林がそれである。天竜地方ではこれ等神社の植林が最初といわれ、文明年間（1472～1489）に秋葉神社に植えられたのが始めて、水窪町の山住神社は今から260年前の元禄9年（1696）に植林されている。山住日記によれば、「元禄9年2月吉日植始め、杉檜苗、伊勢30,000本、是は伊勢神社より船着吉田着川舟にて新城迄積登り、新城より水久保迄馬づけ駄賃、それより山住迄続駄賃にてせおいあげ門桁河内村出入植付申候」とあり、その後も大量に苗木を移入植栽し36万本に及んだといわれる。この外佐久間村馬背神社境内に元禄年間植林されたようであるが、これ等社寺の造林はいずれも経済的観点よりの植林というよりむしろ宗教的な信仰植栽である。山住神社では又自己所有山林の誇示及び村民の燃料採取のしめ出しなどの目的があつたようで、これは造林活動の萌芽とは見做し得ようが、経済造林の発展そのものとは考えられない。

天竜林業発達の基礎は、あくまで民有林造成にあると思われるが、記録的には中期以降である。宝暦14年（1764年）中泉代官石谷備後守は天竜沿岸西平組、東平組23カ村に対し御用書「御上の御利益並百姓の助けにも成事故杉檜7月差木すべし」と申渡し、本数を報告せしめる方途を講じた。しかも当時田畑山林の永代売買を禁じ、山林開墾、竹木を猥に伐採する事を警め、止むを得ない場合には、代官に願出しめ、伐跡地には天領、私領、百姓林の区別なく時節を違わず、植林を厳行せしめた。これは幕府の植林助長の林政であつたが、しかしその具体的効果は不明である。

ただ考えられる事は、その当時、この天竜地方は木材の供給地として認められ、経済外

的な強制で植林を行わす必要性が強かつた事がうかがわれるのであり、そのような刺戟と相俟つて住民の間にも人工造林の気運がかもし出された事と思える。なおこれ等を裏付ける一つの資料として、天竜下流地方には植分証文、杉山年季売証文及び山林買入による借金証文が多数見出されている。

これによつても当時の育成的林業の成立がわかるのであり、既に生産材が立派に商品価値を有していたことがわかり、それを高めしめた契機は柿板の生産と天竜川の流送及び川口の掛塚至の存在にあつたのである。

年季売山、山林書入は、当時土地永代売買を禁止されていた農民が、その所有する幼令立木を、年季限り売却又は短期借金の為めに山林を質物として書入れする制度である。これ等は小林業家が土地を手放さずして必要な資金を取得する手段であつた。そしてこの対象林分は全て幼令の杉檜の人工造林地なのである。

この年季売渡の最も古い記録は天明年間（1780年代）のものであり、下流の竜川村横山の青山善右衛門（板屋）を中心として多数の証文が見出されている。

植分造林は記録的にはやや遅れ天保年間（1830～40年代）以後可成り行われた造林方法である。分収歩合は植主対地主7：3，6：4，5：5といろいろであるが、稀に植主3，地主7というものも見出される。又この植分権の年季売渡が行われている。これ等の証文は、水窪町の山林については見当らない。非常に交通不便な水窪町はそのような植林の圏外にあつたといえよう。しかし水窪町でも小規模の民有植林は、下流の影響並びに社寺造林の影響からあり得たのであるが、本格的には明治以降に、下流地方から入つて来たのである。

当時の水窪の自然条件では植林するより如何にして自給食糧を確保するかが先決問題で、焼畑耕作地の確保の為、大規模な植林はかえつて阻害された事がうかがい知られる。

このように、江戸時代の水窪町の育成林業は下流のそれに比べて、社寺としての植林は一つのエポックを劃することになつたが、一般民有林は低調で、明治以降、林野制度の確立、木材商品化のより一層の進展を経て、開花するわけである。

第2節 明治初期の林野制度の確立

明治5年、土地永代売買の禁止が解除されて、土地所有権が認められ、又明治6年、地租改正条例の発布により面積の調査が行われ、従来反別不明であつた民林面積も明治14年～16年頃確認された。次いで明治8年の土地官民有区分により山林はその所有別形態が明瞭となり、私有林は地券が交付されて所有が確定した。

村持山は明治11年、町村が行政的性格を有する事により従来の所有管理形態では存続しえなくなり、或は村有林に、或は部落有林に、又は個人有林に分割するかの岐路に立つに至り、それが明治23年の町村制施行により明確となつた。天竜地方の村持山も同様に夫々崩壊するに至つた。

これらの山林はその後次第に集中が行われ、明治期の山林集中の過程の基礎が出来あがつて行くのである。

これらの集中の過程は、明治初年の村持山の割山の割賦を受けた小前百姓、その他特に分附百姓等の江戸時代に引続いての生活難の反映と共に、地租改正による山林課税が小所有者に大きな影響を与えたのである。

水窪町においてはそれが具体的にどのような形で進んでいつたのかその詳細は不明であるも、現在の最大所有者M氏は、江戸時代村の有力者として、鍛冶屋なる屋号を持つ。又

現在は没落したが、明治期にそれ以上の所有者であつたものは、江戸時代の庄屋であり、彼等は高利貸的な方法で小農民の徴税忌避を利用して、山林を集中させて行つたようである。

その後、村内の大山林所有者はこれら山林を担保として、当時すでに名声をはせていた水窪絹の機業に投資したが、蚕業の没落、農村恐慌の波から山林は銀行に取得せられ、その後他町村民に売却されていつた。これらの時期は明治末期からで、天竜下流が中期頃行われたのに反しおくれ、大正時代に著しかつたのである。

この山林集中は或程度まで進行したのであるが、しかし巨大地主の生成迄には至らず、天竜地方全般の特色が、巨大地主が殆んど存在せず中小地主が多いことと同様である。比較的大きな材木商、山持は存在したが、これらの目はむしろ山林より他産業投資に向けられ、地元山林の集中に余り積極的ではなかつたのである。

第3節 育成林業の展開過程

天竜地帯の林業が明治維新により様相を一変したのではないが、地租改正、土地官民有区分により土地所有権が確立し、明治22年の町村制施行迄、村持山が、崩壊したことにより、明治時代における育成林業への発展契機は作られたといつてよいのである。

しかし、従来天竜地方全般においてもそうであるように、水窪においても山作が田畑の僅少さをカバーする重要な農事であり生命線でもあつた。それ故山作を放棄してまで植林にふみきことはなかなか困難性があつた。しかし下流の方から押しよせる人工造林の波により、本町域内にも徐々に山作を解消し、というより山作を媒介として植林が始まつた。

当地方は維新前より薪山として天然林を伐採し、焼払つて山作をしたのであるが、次第に跡地植林のために山作を行うようになった。これは造林に際して土地を持たない農民がその跡地を借入れ、ソバ、ヒエ、又はアワをまきつけ、大体三年間続けて、その代り耕作者の責任において、スギ、ヒノキの苗木を植栽するという労働地代の形が出て来ていたのであり、なお苗木生長迄の数年間を利用して換金作物たる楮、三椏の植栽も行われていたこの焼畑小作において、地主は植栽のための地拵費、植栽費を初め下刈労働も節約出来た。又苗木代も節約出来た例さえある。このように植林は山作後植付という形でぼつぼつ進展を見せたのである。

育成林業の展開について一つの契機として、明治17年水窪に大火があり、それが自家用材程度の造林をする気運を町内にはびこらせたのであるが、本格的には30年頃よりである。その後明治末期に至つて、天然林の急速な人工造林化と共に天竜地方全般においては、

第24表 奥山村主要生産物生産額の変遷

	米	麦	稗	玉蜀黍	椎茸	楮	三椏	木炭	茶	繭
明治20年	325	2,973	739	626	830	16,800	30	10,500	14,200	520
25	515	6,049			450				12,000	970
30	466	4,200	578	450	640	7,200	150	14,400	13,200	1,560
35	400	3,914			450				9,260	6,250
40	462	4,050	300	329	550	3,600		20,400	5,200	10,079
大正元年	443	4,853			448				7,070	12,931
6	340	4,013	144	240	3,200	1,800		53,000	6,933	20,500
11	554	3,394			900				4,436	12,876

(水窪町沿革史 奥山村産業沿革史)

この焼畑は急速に減少して行くのであるが、このような進行の過程では、山作地減少に対する農民のささやかなる抵抗もあつた。そして必然的な奥地への出作りの強化も起こつていつたのである。

次にこの当時の山村経済の構造を知るために、土地利用の変遷（第15表）および生産物生産額（第24表）を見ると、茶、楮、三極は明治末期より減少し、後二者は大正に入つて殆んどなくなつてゐる。その反面、桑園が増大し、一方木炭生産も大正に入り急激に伸長している。

この事は、大正に入り天然林の開発も緒につき、本格的に人工造林が行われるに至つた事を示すものであるが、時期的には天竜他町村の明治中期よりは一時期ずれてゐることがわかる。

しかし明治末期にも、造林が進んだことは分収林が明治40年前後に成立していることで容易に想像され、又山作小作人と地主との分収契約が生じてくることも、焼畑と造林との関連性を裏付ける一証左である。

一方、日露戦後の全国的造林熱の波及も見られ、次いで関東の大風水害を契機とした、第一期治水事業に関連する造林の進展も見られるが、明治時代は水窪町においては、まだ造林は全面的に開花しなかつたわけである。

第4節 大正以降の発展

明治後期に水窪町においても、造林がぼつぼつ見られ始めたのであるが、これは漸く経済的に成立し得る条件が出来た事を意味するものであり、下流の天竜他町村におくれはとつたが、それが大正に入ると水窪も天竜人工林地帯の一翼をになう存在になつてくるのである。

即ち、昭和3年9月1日現在の天竜15カ町村の人工林対天然林比率を見れば（第25表）、水窪でも林地の4割は人工林となつてゐるのである。（この人工林化率4割という数字は

第25表 町村別民有林造林状況（昭和3年9月1日現在推定面積）

	天然林	%	人工林	%	立木地	合計
水窪町	4,243 ^町	50	3,449 ^町	41	763 ^町	8,455
城西村			1,703	100	5	1,707
山春村	6		3,924	100	2	3,939
竜山村	35	0.7	5,186	99	20	5,242
竜川村	19	0.5	3,536	99	25	3,580
光明村	8	2	390	98	3	401
二俣町	23	4	423	83	62	507
下阿多古村	43	2	2,079	98	5	2,127
上 "	35	6	570	94	12	616
熊村	634	28	1,120	77	44	2,398
浦川町	150	8	1,650	91	10	1,817
佐久間村	150	17	650	73	95	895
犬居町	145	10	1,304	90	—	1,449
気多村	—	—	8,523	99	81	8,603
熊切村	2,000	28	3,108	71	61	5,169
計	7,941		38,215		8,056	46,895

（天竜川材木商同業組合沿革資料より）

第17表の最近の人工林化率4割と比較し一見進化がないように思へるが、人工林の絶対面積は増大しているのであり、統計の取り方の相違と見てよい。)この数値そのものは他の町村に比較して低いが、明治時代の立遅れた状態を考えると、如何に大正時代に盛んになったかがうかがえるのである。

第26表 昭和3年水窪町林野令級配置

	面積	比率
天然林	4,243町	50%
人工林	3,449	41
10年生未満	1,525	18
20 〃	1,243	15
30 〃	382	5
50 〃	134	2
50年生以上	166	2
立木地	763	

それらを裏付ける資料として第26表からは、大正年間に全体の民有林野の30%強が人工林化し、明治後期から合わせると38%にもなり、明治初期および中期は1割にも満たない。

なお明治31年以降、昭和31年度迄の造林実績表については第27表にかかげたが、これらの資料から、水窪町の育成林業の趨勢を述べるならば、明治末期より大正初期にかけての発展期

大正時代は統計不備ではつきりしないが、昭和の農村恐慌を終ろうとする昭和7年頃より昭和17年の中興期次いで戦時、戦後の不振期をへ、期近の造林ブームによる隆盛期と段階づけられよう。

第27表 水窪町における造林発展状況

年次	造林面積	年次	造林面積	年次	造林面積	年次	造林面積
明治39年	30.0町	大正8年		昭和7年	255.0町	昭和20年	30町
40		9	85.0	8	151.0	21	74
41	30.0	10	267.0	9	199.0	22	45
42	90.0	11		10	195.0	23	60
43	107.0	12		11	175.0	24	76
44	150.0	13	126.0	12	244	25	124
大正元年	175.0	14	131.0	13	216	26	183
2	310.0	昭和元年	82.0	14	200	27	174
3	265.0	2	55.0	15	157	28	251
4	230.0	3	167.0	16	170	29	228
5	180.0	4	235.5	17	200	30	195
6		5	204.0	18	120	31	208
7		6	75.0	19	84		

第5章 水窪町の分収造林

第1節 現 状

この地方では分収林を部分林と通称している。昭和33年現在、水窪町に分収林は、森林組合の推算によると、大体1,300町歩程度であり、この面積は水窪町の民有林総面積のおよそ1割弱であるが、民有人工林のおよそ2割強となることを考えると、分収林のもつ比重は更に高くなつてくる。

しかし、実際には、この1,300町歩の内、造林未済地がかなり含まれているし、又伐採されたものも若干ある故、造林面積は1,000町歩に減少する。

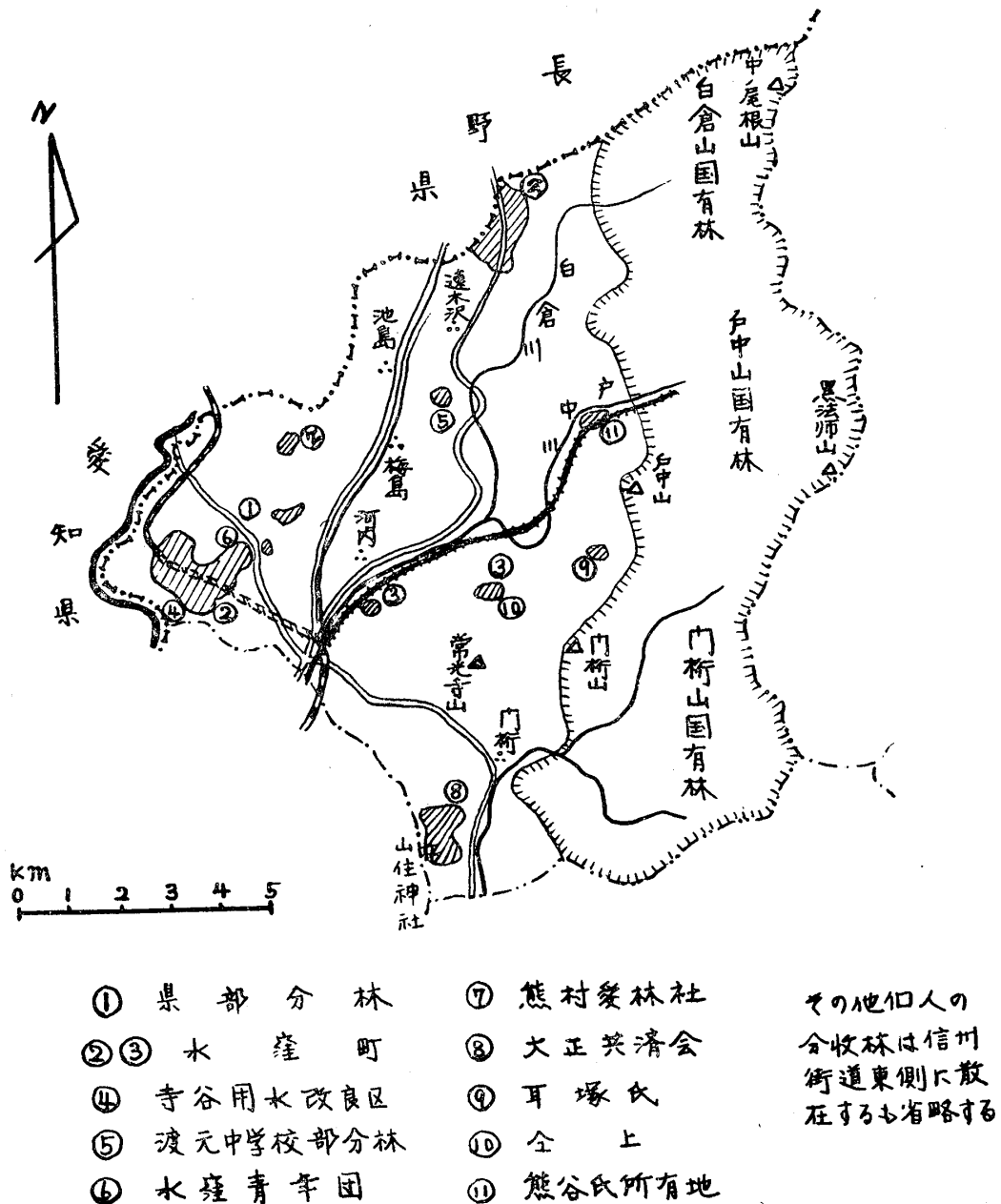
参考文献 第4章は兼岩芳夫：天竜林業発達史に負う所が大である。

この内訳を造林主体によつて検討してみると、50町歩以上は、大正共済会 350町、静岡県 350町（但し現在15町のみ植栽済み）、熊村愛林社 230町、水窪町 80町、寺谷用水組合 50町と、公共団体及び法人組織を有するものである。個人の最大は 35町で次いで 30町、他は 20町以下となつている。

このように規模からみると 50町以上の層、10~50町の層、10町以下の層と三つに分類出来、特に 10町以下の層がいわゆる山村民の自家労働による分収林である。

分収林の地域的分散状況は図のようであり、一応全体的に分布するように見える。特に規模の大きいのは、門谷、草木、河内浦部落である。しかし中央構造線に沿つて西側の内

水窪町分収林位置図



帯は花崗岩山地でスギの生育はよくなく、古い分収林地の殆んどすべては結晶片岩と古生層の外帯にある。内帯は戦後それも最近になつて分収林の設定がなされてきたのである。従つてこれからの造林地である。スギの生長はよくなく造林さえあまり行われなかつた内帯で分収造林が行われた理由は、

- ① 造林資本が県、町、用水組合などの公共資本であり、個人的採算や營利的性格の稀薄な資本である。
- ② それにもまして、外帯地方にはも早やまとまつた造林地が得られなかつたということであろう。

第2節 土地の所有者と造林者の性格

分収林地を提供している土地所有者は、現在判明せるもので個人10名、共有1で、個人10名の内1名は二俣町在住の不在地主であるが、他はすべて在村地主である。

彼等の職業は、1人の医師以外は殆んどすべて農林業で、二俣町の土地所有者も製材業者である。いずれも山林とは大なり小なり関係の深い者で、自己所有山林の内、自分で経営出来ない土地を分収林地として提供しているのである。

次に土地提供者の内面積の大きいものから順に、三地主を挙げその土地所有規模をみると、まづ熊村愛林社に230町提供しているM氏は本町最大の山林地主で、この提供地を含めて山林300町歩程所有（人工造林地が大半である）耕地も1町歩所有して、この町では最上層階級である。

県に193町、個人に29町の分収林地を提供しているK氏も、これ以外に造林地を30町歩、雑木山を30町歩内外所有している。大正共済会に101町歩提供していたY氏は、現在は土地所有権迄も天竜林産k.k.に売却し、分収林当事者にはなつていないが、成立当時は山林300町、耕地7町を所有していた。Y家は山住神社の宮司として社領山林3,000町歩を持つていた時期があるという。現在でも、附近の部落民に林地を貸付けている。

これ等以外の分収林地主についても少くとも自己経営山林は30町歩以上と見られている。

このように土地所有者は、自給食糧を充分確保出来る程度に農耕地を持つか、或は生活基盤を他の職業にもつ確固とした階層で、林野は経営可能な範囲迄を自己経営とし、余分を分収林地に提供する山林地主階層といえる。

次に造林者の性格は、これを3つに分類することが出来る。

即ち県、町などの公共団体、次いで熊村愛林社、大正共済会、寺谷用水組合のような法人、又はそれに準ずる団体として青年団、学校、第3に純然たる個人である。

まづ第1はそれぞれ静岡県、ならびに水窪町であり、他地方のそれと同じようなケースである。第2の法人については、熊村愛林社の場合は、天竜下流の熊村有志26名が、明治末期当時の造林熱に呼応して、造林適地としてまだ開発の余地充分なりと認められる水窪町に於いて、分収林地を見付け出し、愛林社という法人組織をつくり分収林業を行つたものである。これ等26名は熊村の山持階級で、資力も充分であり、瀬尻で行つた金原明善の造林の影響を受けたいわば当時の進歩的階層の集まりであり、たまたま土地所有者の姻戚の口ききで、ここ水窪の地に分収林を始めたのである。大正共済会は、矢張り天竜下流の下阿多古村、松野、大富部落の有志が中心となり、下阿多古村民20名、上阿多古村民2名が月掛貯金により山林投資を分収林の形で行つてきたのであり、設立は大正12年となつているが、実際には明治末期から始まつているようで、熊村愛林社よりむしろ早い。

これ等はいづれも回収された林業資本の再投資の場を奥地水窪に求めたといえよう。

寺谷用水組合は天竜川下流の水害に悩む地域の住民が農業用水の確保の為、治水は治山にありとの立場から、昭和31年より始めたもので、水害に悩む農民の結集した組織である。

以上、法人については、純然たる経済事業と、寺谷用水のように保安林的な要素を盛りこんだものと二つに分れるが、共に天竜下流住民の集りであることが気付かれる。又前二者については、明治末期の造林発展期に事業活動を起していることであり、水窪町においては、まだまだ地元民の間にそのような造林意欲が充分でなかつたこと、その為適地が多々存在していたこととして注目に値する。このようにいち早く、外部資本が多少まとまつて林業に投資されたことは、水窪町の分収林業を考察する上から、一つの特徴と見做せよう。

なお団体としては青年団、学校は水窪町立渡元中学校があるが、これ等は昭和29年から始まつたいわば分収林のかけ声がひろまつた最近の所産である。

個人造林者の性格をみると、その殆んどすべては土地所有者と姻戚関係であるか、又山林地主の小作人（山作）とか何等かのつながりをもつ農民層であり、純然たる他人とは見做され得ない。彼等の職業はすべて農林業で耕地も山林もある程度所有しながらそれ以上に経営山林の拡大として分収林業当事者となつたのである。これが山作との関連で、地代として地主のために植林するという形が、一部分収する形に變つたものが少くない。

第3節 始 ま り

a. 始 期

判明したものの内古いものより順次に見ると第28表のごとくなる。本格的に分収林が始まつたのは明治40年代であり、其の後最近又盛んになつているようである。なお明治38年以前も全然なかつたと一概にはいいきれないようである。何故ならば口約束程度で小さい分収造林が行われ、今では伐採し去つた林野もあるといわれるからである。しかし明

第28表 分 収 造 林 地 一 覧 表

始 期	造 林 者	土 地 所有者	面 積	契約期間	分収歩合	備 考
明 治 38 年	水 窪 町	個 人	1町6反7畝	40 カ 年	6 : 4	西浦小学校植栽地
” 30年代	個 人	”	8町5反8畝	不 明	6 : 4	
” 40 年	大正共済会	”	101 町	”	7 : 3	大正8年 契約締結
” 42 年	熊村愛林社	”	230 町	99 カ 年	7:3~4:6	
” 42 年	水 窪 町	”	97 町	75 カ 年	5 : 5	町基本林
” 40年代	個人2名協同	”	7~8 町	不明	5 : 5	
” ”	”	”	7~8 町	”	5 : 5	
” ”	個人4名協同	”	8 町	”	5 : 5	
大 正 5 年頃	個人2名協同	”	4~5 町	50カ年位	5 : 5	
” ”	個 人	”	3 町	”	5 : 5	
昭 和 15 年	”	”	10 町	35 カ 年	5 : 5	
” 29	学 校	”	2 町	50 カ 年	5 : 5	
” 31	水 窪 町	”	20 町	不 明	2/3 : 1/3	クロテヤマ基本林
” ”	寺谷用水組合	”	30 町	”	6 : 4	
” 32	青 年 団	”	4 町	50 カ 年	不 明	
” ”	静 岡 県	”	230 町	不 明	6 : 4	県行造林

註) 分収歩合は造林者：土地所有者

治30年以前は度々述べたごとく、育成林業そのものがまだ充分軌道に乗らない状況の水窪において、他人の山を借りて迄植林するにはいたっていないと解する方が妥当であろう。天竜地方の分収造林の古い形である植分造林は、下流地方にあてはまるもので、水窪町はその圏外にあり、ようやく明治30年代にこの形式が導入されたと解せよう。その原因はやはり木材商品化の進展と当時の天竜全般の造林熱である。

b. 契 機

何が、分収造林の契機になつたかを一応造林者側より見れば、次のごとくなる。

まづ公共団体として県の行つている県行造林は、県の拡大造林目標の達成である。町の方収林は年代順には、明治38年の西浦小学校植栽地、明治42年の畑梨基本林、明治31年のクロテヤマ基本林であるが、まづ最初のは、町の基本林造成及び学校独立記念ならびに日露戦勝記念、明治42年のは、模範林及び基本林造成、最近のものは、畑梨基本林に将来代わるものとして新しい基本林造成である。いづれにしても町の基本財産造成が一番大きな理由として見られるわけであり、それに附随して、記念事業であつたり又は一般の造林熱誘導とからませている。

法人についてみると、大正共済会も熊村愛林社もどちらも、下流の林業の発展が水窪という奥地迄進出させる要因を作つたのである。

いづれにしても、下流はこの当時、金原明善の影響もあり、造林熱が非常に高かつたことが、このような奥地迄進出し、土地購入費のかからぬ分収林形体を作つたのである。最近始まつた寺谷用水については、水害に悩む農民の思い付投資である。又昭和29年より始まつた渡元中学校の2町歩の方収林は、P. T. A の財源としてである。

個人の分収林を行つた契機は、余剰労力の燃焼の為であり、土地所有者の方はいづれも割合大きい面積の山林をかかえ、植林はある程度迄は出来るが、それ以上は手が廻らず、雑木山としておくよりは、分収林地として提供した方が地代その他からいつて有利だとの考えで造林者と結びついたのである。このような分収林という形式が如何にして考え出されたかという、その沿革は、決して明治以降の所産でなく、下流竜川村横山の青山善右衛門の家に残つている証文より、下流地方では天保年間以後可成り行われていたのであり、⁽¹⁾ このような形式が水窪町民にとつて早くから知られていたと解せられ、分収林の成立の可能性は充分あつたわけである。

第4節 分収造林の成立

申込は、公共団体の県、町はいづれも、県、町側の勧誘申込みであり、法人の場合は造林者側から、個人の場合は山作に結合した植林という形で、土地所有者、造林者どちらからも申込んだようである。

契約証文例

県行造林の契約書

1. 静岡県ハ造林ノ為メ無償ニテ左ノ土地ヲ使用スル権利ヲ有ス

県 郡 村 字 番地

1. 山林反別 町 反 畝 歩

1. 前項地権ノ存続期間ハ 年 月 日ヨリ向フ 箇年トス

但シ県ハ必要ニ応シ10箇年以内ニ於テ之ヲ延長スルコトヲ得

註 (1) 兼岩芳夫：天竜林業地帯における杉山年季売渡等に関する研究

1. 土地所有者ハ県ノ指定ニ従ヒ従来其ノ土地ニアル竹林ヲ除去スル義務ヲ負フ土地所有者其ノ履行ヲナサザルトキハ自由ニ之ヲ処分スルコトヲ得
1. 樹木ノ選択及植付ハ 年 月ヨリ向フ30箇年間ニ於テ県之ヲ行フ。但シ県ハ其ノ必要ニ応シ伸縮スルコトヲ得
1. 造林ニ要スル総テノ費用ハ県ノ負担トシ土地ニ関スル租税其ノ他ノ公課ハ土地所有者ノ負担トス
1. 土地所有者ハ火災盜伐冒認伐採侵墾等ヲ防止シ又県ノ要求ニ応シ有害動物ノ駆除ニ従事スル義務ヲ負フ
但シ防火線設置ニ要スル費用ハ県ノ負担トス
1. 県ハ造林ニ關係アル他ノ施設ノ為メニ其ノ土地ヲ使用スルコトヲ得
1. 造林ニヨリ生スル収益ハ県分土地所有者分ノ割合ヲ以テ分配ス
1. 前項ニ所謂収益トハ植栽樹木ノ主伐間伐及火災風害虫害ニ抛ル損傷木ヨリ生スル収入ノミヲ云ヒ其ノ他収入ハ県ノ所得トス
1. 樹木ノ伐採処分ハ県ノ自由トシ之ヲ競売シ其ノ代金ヲ分配ス受益者ノ一方ニ於テ樹木ノ必要アルトキハ双方協議ニヨリテ其ノ價格ヲ定ム協議調ハサルトキハ受益者双方ニ利害關係ナキ評価人ヲ選定シ其ノ評価ニヨリ之ヲ定ム
1. 県ハ必要ニヨリ本契約ヲ更新スルコトヲ得
本契約ハ証本式通ヲ作製シ各当事者各モ通ヲ領置ス

年 月 日

地上権利者 静岡県知事 氏 名

土地所有者 住所 氏 名

町基本林（畑梨）の部分林造林契約証書

周智郡奥山村山住六拾五番地

土地所有者 坂本徳七

同

村長

造林者 熊谷儀六

右坂本徳七及村長熊谷儀六は明治42年4月27日左の契約を締結す

第一条 村長熊谷儀六は部分林の目的を以て次条以下記載の約旨に依り左記二筆の土地を所有者坂本徳七より借受け坂本徳七は貸渡したり

周智郡奥山村山住字セントサワ482番の2 1. 山林 5畝2歩

同字同番の3 1. 山林 2段6畝18歩

第2条 村長熊谷儀六は明治42年4月17日より漸次杉、檜等を前条所掲の山林へ植付け造林の目的を遂げ明治42年4月17日より同117年4月17日より同122年4月16日迄、満5ヶ年間伐採の年限とす

第3条 本契約地の地租其の他総て税金は坂本徳七に於て負担し苗代、植付料、雑草木切払も刈取等の造林に関する費用は総て村長熊谷儀六に於て伐採刈取等をなし随意に処分す

第5条 植付けたる樹木に対しては地主坂本徳七10分の3、造林者熊谷儀六10分の7の所有権を有するものとす

第6条 第2条に定めたる伐採年限に至り売却を為すべきときは競売に付し其の代金を10分し其の10分の3を地主坂本徳七、10分の7を村長熊谷儀六の所得と為すものとす

第7条 第2条に定めたる樹木生育年限内と雖も当事者の一方が全部若しくは或部分の売却を必要とする場合には当事者間協議の上競売に付し其の代金を10分し其の7を村長熊谷儀六其の3を坂本徳七の所得となすべし当事者の一方に於て売却を欲せば協議整はざるときは評価人を選定し評価を為さしめ、其の評価額を各自の部分に依り一方へ受付して其の部分を自己の所有と為すことを得

前項評価額に対して異議あるときは現物即ち植付の樹木を区分し抽籤を以つて其所有部分を定めるものとす

第8条 伐採を為したるときは其の部分に対する造林の契約は消滅したるものとし土地は地主に於いて随意に処分し得べきものとす

第9条 当事者に於て本契約を為したる以上は明治42年4月17日より同122年4月16日迄満80ヶ年間の地上権を設定したるは勿論なりとす。

但し第2条に定めたる年限内に於いて伐採を為したるときは其の部分に対しては地上権は消滅するものとす

第10条 第2条に定めたる年限以内に於いて幾部分を伐採したるときは其の部分に対しては分筆の手續を為し地上権の登記取消を為すべきものとす。但し、地主に於いて地上権の登記取消を必要と為さざるときは自然分筆の手續を為すを要せざるものとす
右契約を為したることを確認する為め左に署名捺印するものなり

明治42年4月15日

村長 熊谷儀六
土地所有者 坂本徳七

なおこの部分林契約は大正10年5月23日次の通りの契約変更を行つている。

分収歩合 地主 35/100 造林者 65/100

伐採年限 大正78年4月16日

法人の、大正共済会、熊村愛林社の契約書は、地上権設定で、整備されている。

個人が造林者である分収林は口約束程度もあり、又地上権設定契約も見られる。後者の1例を挙げると、

地上権設定契約証書

周智郡奥山村地頭方190番地

地上権設定者 高橋慶作

周智郡城西村相月1,873番地

地上権者 高橋亀吉

周智郡奥山村地頭方413番地

地上権者 鈴木惣十

右当事者間ニ於テ地上権設定ノ為メ左ノ契約ヲ締結ス。

第1条 高橋亀吉、鈴木惣十ハ部分林ノ方法ニ依リ左ニ表示ノ土地ヲ植林ノ目的ヲ以テ其地所有者、高橋慶作ヨリ地上権ヲ取得シ高橋慶作ハ地上権ヲ設定セリ

地上権目的地ノ表示

周智郡奥山村地頭方字イケシロ 2,095番ノ2

1. 山林 3町5反歩

第2条 地上権者ハ前条表示ノ土地内ニ杉檜等苗木ヲ植込ムモノトス

第3条 地上権者ハ植込下切手入防火線路其ノ他植込苗木及現在木生育ニ関スル諸費用ヲ負担スベシ

第4条 地上権ノ目的地ニ関スル貢租村費等ノ公課ハ地上権設定者ニ於テ負担ス可キ事

第5条 地上権ノ目的地内ニ現存スル杉檜ノ諸木ハ総テ地上権者ニ於イテ手入養育ヲ為シテ立テ置キ植込樹木ト同一ニ処分ス可キ事

第6条 存続期間中樹木伐採ノ跡地ニ対シ存続期限迄10ケ年以上ヲ余ス時ハ本契約ニ基キ更ニ植込ヲ為スコトヲ得

第7条 第2条ノ植込立木及第5条ノ現在立木ノ売却伐採ノ時期ハ当事者双方協議ノ上之ヲ決行ス可キ事

第8条 前条ニ依リ売却シタル代金ハ地上権設定者10分ノ4, 地上権者10分ノ6ノ部分ヲ以テ之ヲ分収スルモノトス

第9条 存続期間中当事者ノ一方カ樹木ノ全部若クハ一部ノ売却ヲ必要トスル時ハ当事者協議ノ上競売ニ付ス可シ

前項ノ協議整ハサル時ハ評価人ヲ選定シテ価格ヲ定メ前条ノ部分ニ依リ其金ヲ一方ヘ交付シテ全部若クハ一部ヲ自己ノ所有ト為スコトヲ得ルモノトス

前項ノ評価額ニ対シテ尚異議アル時ハ植込ノ樹木及現存樹木ヲ区分シ抽籤ヲ以ツテ其所有部分ヲ定メルモノトス

第10条 存続期間中地上権設定者ニ於テ地上権ノ目的地ヲ売却セントスル場合ニハ地上権者ヲシテ先買セシム可ク, 又地上権者ニ於テ植込樹木及現存樹木ヲ売却セントスル場合ニハ地上権設定者ヲシテ先買セシムベキ事

第11条 本契約存続期間ハ大正8年11月18日ヨリ同43年11月17日マデ満35ケ年間トス

前項ノ期間ハ樹木売却ノ都合上当事者間協議ノ上伸縮スルコトアル可シ

右契約ヲ証スル為本証二通ヲ作り署名捺印シ各一通ヲ保持スルモノ也

大正8年11月18日

右

氏 名

契約期間に就いては、第28表の通りであり最小35ケ年である。又一つ特徴的なことは個人間で再契約が割合に進んできた事で、契約期間は短かくても、結果としては長い契約となつているようである。

第5節 造林撫育

造林樹種は杉、檜であり他は見当らない。またその割合は大体杉8、檜2程度で条件の良い所では杉のみとなつている。

水窪町内には今なお天然林が50%以上もあるが、その中造林不能地即ち急斜岩石地が相当あり、一応分収林地としては条件のいい土地がなつていると解せられよう。撫育は、県行造林は森林組合を通じ、組合はまた植栽人夫を集め植栽をする。下刈は組合委託の形で行い、将来は県有林保護組合を作りこれに委託し代行させようとしている。下刈は植栽年度より7年間毎年、それ以後3度程行い、15~20年に枝打をやる。町の畑梨基本林の場合、町議の一部が基本林植樹委員となり、その指示の下、造林撫育が行われて来ているが、予算上の問題等で、撫育の適期がおくれた所もある。労力は地元民の雇傭という形を

とつている。

西浦小学校植栽地は、植樹補助金が明治38年県より24円交付され、それで苗木1万本購入し費用の不足分は学区内区民の負担で造林撫育を行つた。昭和31年より始まつたクロヤマ基本林は水源林造成事業として県の直営造林を引継いだ箇所と、昭和32年より一般造林事業として町予算で造林を行つている2カ所がある。

熊村愛林社は、労力は熊村及び地元の労力で10年間にわたり造林撫育作業を続け、管理保護は地元民に委託した。その後この管理保護は地主が行つている。

学校の分収林はその学校関係の部落民及び生徒で保護管理も合わせ行つている。

個人の場合は、自家労力で造林し、苗木も自家養成苗が殆んどであつたが、補助金をもらうようになってから一部苗木を購入するようになった。管理費の内公租公課は土地所有者が払つているが、林道設置分担金は、分収分に応じ造林者も負担している。

第6節 分 収 歩 合

分収歩合は第28表のとおりとなつている。

最近始まつた公共団体及び寺谷用水などの場合は、造林者側に少くとも6分以上となり、個人の場合は大体5分5分である。この理由として両者の力関係が一応考へられるが、又一方対象となる造林地面積の広狭及び地利的、地位的条件などが併せ考へられる。一般に地主が個人で、造林者が公共団体である場合は、むしろ地主側に有利な歩合が決まり勝ちであり、まして県行造林は官行造林の5分5分に牽引され5分5分に向い勝ちであるが、そういう傾向を排して6分4分に定まつたとすると、これは内帯の不利な立地にまで分収造林成立の限界地が押し進められた結果とも考えられる。

しかし、歩合算定については何等経済的計算がなされてはいない。なお明治以前に下流で行われていた植分造林の記録では、分収歩合は植主対地主、7:3、6:4、5:5と様々であるが、稀に3:7というのも見出される。⁽¹⁾

次に注目される事は分収権の売買である。この例は2、3見受けられるが、その場合土地所有者側の分収権の移動が見られている。明治30年代にできた個人間の分収林では土地所有者の分収権はもとより所有権も変つている。

又造林者が変つているのも一部はある。

大正共済会の場合所有者の権利分は、現在天竜林産k.k.に移動しており、熊村愛林社の場合は、土地所有者の分収権の一部分が他に移動している。即ち、土地所有者の権利分3分の内2分が売却されている。

町の畑梨基本林の場合、大正2年契約のは2:1であつたが其の後6.5:3.5となり、次いで造林者である町が土地権利者の内1.5を買取し、現在は8:2となつている。

このように分収歩合が時代がたつにつれ変化する形が見られるわけであるが、造林者の権利の移動は1件に過ぎず、他は土地所有者の権利の離散という形が多い。この原因として考えられることは、土地所有者が大正から昭和の初めにかけての投機事業の失敗の穴埋めとしてこの分収権を手放したものと思われるが、これとて下流で行われていた植分造林の植分権の譲渡という事に比すれば、余り頻度は大きくない。これは矢張り水産の立木の商品価値の低さ、それが他町村民の全面的な投資を誘うまでには至つていなかつたことであろう。土地所有者は割合大きな山持階級であり、その山は人工林が少なかつたか

註 (1) 兼岩芳夫：天竜林業発達史 p. 10~11.

ら、投機事業に失敗しても、天然林はともかく、分収林は一応残そうという意図があつたと察せられる。

いづれにしても分収権の売買は他地方に見られる造林者の分収権の離散とはかなり趣を異にする。しかし、きわだつた権利の集中という話は聞かれない。

第7節 水窪町に分収造林の問題点とその将来性

県行造林の場合は造林未済地の解消とともに分収林を推進する要求は多々あるが、歩合問題でつまづいている。

町の畑梨基本林は、その付近に労力が不足しているため、伐採後の再契約は造林者たる町は望んでおらず、一方土地所有者も返還を望んでいる。大正共済会の場合、分収林当事者は他町村民である為、問題点の把握が出来兼ねたが、熊村愛林社の場合、再契約の意図は両者共持つてない。個人が造林者の場合、造林者側としては再契約の要望が強いが、これ又歩合問題でつまづきを見せている。以前は山作に関連して「植えておいたら半分やろう」式の形で成立したのであるが、山作の衰えと共に、土地所有者もなかなか分収林契約に応じないようで、山林地主の一部には、手入不十分及び契約不履行への不信を示し地主歩合の引上げをねらっているものさえある。

このように水窪町に分収林業については、従来のような形でならば余り期待しうる面は少ないのであるが、その将来性は方法の如何で開けるのではないか。

第1に土地の問題であるが、全民有林の4割程度が人工林に過ぎず、他は低位生産林分である天然林なること、また地主階級の土地がまだ残っていることより分収林地として提供する可能性を有す。

第2に労力は、農業で説明したように、完全燃焼は行われていない、今迄は山作という過重労働でそれも行われていたが、交通の発達、商品化の浸透により衰微した今日、労力の一部遊休化、潜在失業は表面化しており、その労力が育林に向けられる可能性は大きい。

第3に資本の面では、この町に於いて大規模な植林を行う資力は見当たらないが、小規模の造林は現在着々進行中で、現行の造林補助金制度だと、苗木は充分間に合い労力は自家労力で充分である。一方、交通条件の改善、木材価格の高騰による地元民の資本蓄積も考えられるわけで、農業投資の局限された本町では、造林投資の可能性は大である。

以上のように、この町に分収林業の将来性は、その処方如何、一つには地元民の認識の向上で発展する余地をもっている。

第6章 む す び

以上、水窪町の育成林業および分収林業を概括的に述べたのであるが、それ等について結論づけると、水窪町における育成林業は天竜林業地の一翼として、現在は重要な地位を占めているが、その展開発達是天竜林業地の中で一番遅れて進行した。その原因は種々あるがもつとも基礎となるのは、自然的条件に左右された交通の制約である。天竜川による筏流の方法も歴史は古いが、これとて下流の町村よりはるかに大きな地利的不便は克服し難かつた。一方道路網の発達は大戦後、ようやく最近にいたり整備発達した状態で育成林業の開花結実を前述のとおりおくらしたのである。

しかし、このような後進的性格は先進林業地である天竜においてこそ特に痛感されることであり、全国的に見れば、人工林化率4割という数字が示すように、決してそれほど後れたものではなく、むしろ進んだ形ともいえよう。

それならば、この育成林業を展開発達させた誘因となつたものはいえ、ここでも第一に木材の商品化の滲透であり、それを側面的に援助し促進したものとして、山作慣行をあげることが出来よう。

前者については、一般に天竜地方全体が、大消費地に近いという地利的な好条件、並びに天竜川の存在が果たした役割の大きさによること勿論であり、「天竜川あつての天竜林業」という事実が、この奥地水窪に迄及んだのである。後者については、全国の有名林業地の少からぬものが辿つた育林化の過程でもある。そこにおいては農地の地主——小作人という関係は、焼畑地の山林地主——山小作人という関係に延長せられ、造林に必要な労力は山作の地代として提供せられたということで、容易に造林が進行して行つたのである。

しかしこのような水窪の育成林業の発達も、矢張り日本資本主義の発達と軌を一にし、一上一下の波はあつたのである。

戦後道路網の発達及び一般的な木材需給の窮乏化は、水窪の育成林業を全面的に押し進め、造林の気運は、伐採跡地の解消は勿論、林種転換にまで盛上つて活気づいている。

分収林業は、この育成林業の展開の一方法であるが、水窪においては、この形は早くも明治後期に民間に生じている。このように早くからこの形がとられたので、現在のような全国的な分収林業の気運に対しては、これといつた関心も示さず、又そのような形をより増大しようとする意欲も余り見せていない。

これは、すでに分収時期に到達した事や、又分収をすませたという経験をへ、そこにおいて始めて地主、造林者双方現実に分収林の性格を理解し、分収歩合の問題に対決したことによる。すなわち、とくに地主は立木価格の高騰を口実に取り得歩合引上げをねらい、再契約或は新規の分収林成立の場をせまくしている。当初の分収林の成立の時の社会的、経済的諸条件と現在のそれとは非常に異つている。以前は焼畑をテコとして「植えたら半分やるぞ」式の分収林成立の可能性があつたわけであるが、全く時代の変つた昨今では、より以上の進展のためには何等か地主対造林者の新しい関係の樹立ということが必須である。

別方向として最近公共資本による分収林という形が強化されて来ているわけであるが、これとてその対象地は条件の悪い所にふり向けられ、水窪の分収林業の今後の質的変化が必然的に予想される実状である。

これ等はいずれもその底に地代の高騰という土地生産業全般にわたる発展のブレーキがひそめられている事は論をまたない。